



新千年紀の課題

日本の商環境に関する EBC 報告書

2000 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 桑沢ビル 2階

Tel: 03-3263-6222 Fax: 03-3263-6223

E-mail: ebc@gol.com Web: <http://www.ebc-jp.com>

注

本書は 2000 年 3 月に出版された欧州ビジネス協会（EBC）による政策文書 ”Issues for the New Millennium – The EBC Report on the Japanese Business Environment 2000” の日本語翻訳版である。

英語版の出版からすでに 6 ヶ月が過ぎており、この間の日本政府による政策決定により、本書に挙げられている問題点や提言の中には適応しないものもあるが、ここではあえて更新はせず、次回、来年度に出版予定の政策文書にて反映させるつもりである。

したがって、この日本語版は 3 月に出版された英語版の翻訳であって、最新の内容ではないということをご考慮いただきたい。

Note

This publication is the official Japanese translation of the EBC’s trade issues report: “Issues for the New Millennium - The EBC Report on the Japanese Business Environment 2000,” which was released March, 2000.

Since more than six months have elapsed since the English version was first produced, some of the comments and recommendations made in the original version are no longer valid because of welcome decisions that have been taken by the Japanese Government in the past few months. These changes are not reflected in this Japanese translation, but will be incorporated in the next edition of EBC’s trade policy paper scheduled for release next year.

Accordingly, please note that this Japanese version is merely a translation of the earlier English report and does not provide an update of the contents.

新千年紀の課題
日本の商環境に関する EBC 報告書
2000 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of
Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Enterprise Ireland
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry
in Japan
German Chamber of Commerce and Industry
in Japan
Italian Chamber of Commerce in Japan
The Netherlands Chamber of Commerce in
Japan
Norwegian Business Forum
Swedish Chamber of Commerce and
Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry
in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Isabelle Hupperts (Belgium/Luxembourg)

Vice-Chairman:

Mr. Warren Hesse (Austria)
Mr. David Blume (Britain)
Mr. Vagn Heiberg (Denmark)
Mr. Timo Varhama (Finland)
Mr. Jean-Francois Thomas (France)
Mr. Dieter Pfeiffer (Germany)
Mr. Carlo Zambotto (Italy)
Mr. Wolter Veenhoven (Netherlands)
Mr. Tommy Kullbeg (Sweden)

Executive Director:

Ms. Alison Murray

Assistant to the Executive Director:

Ms. Hiroko Suzuki

Special Projects Manager:

Mr. Casey Sedgman

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 13ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972年に設立されて以来、欧州企業が日本で通商・投資を展開する上でよりよい環境を目指し、活動を続けている。

EBCの会員は法人と個人を合わせ現在 3,000 を超しているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 350社が、EBCの27の産業別委員会および小委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBCは、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBCはまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBCの組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記のEBC事務局までご連絡ください：

欧州ビジネス協会
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-7
桑澤ビル 2階
電話：03(3263)6222

新千年紀の課題
日本の商環境に関する EBC 報告書
2000 年

著者・編集者：Casey Sedgman
日本語版編集者：肱黒 陽子

© 2000 欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 桑澤ビル 2階
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ	4
事務局長からのメッセージ	5
協力企業一覧	6
要約	10
ビジネス関連	
e-コマース	16
知的財産権	18
投資	20
リーガル・サービス	22
税金	24
消費財	
化粧品	28
切花	30
食品	32
酒類	34
金融サービス	
資産運用	38
銀行業務	40
保険	42
証券	44
医療・衛生	
動物用医薬品	48
診断薬	50
医療機器	52
医薬品	54
産業	
航空	58
自動車部品	60
建設	62
防衛	64
産業用材料	66
宇宙	68
運輸・通信	
航空会社	72
海運	74
電気通信	76
補遺	
EBC Executive Operating Board	80
EBC Committees	82
National Chamber Presidents	88
National Chamber Directors	90




EBC

会長からのメッセージ

この度欧州ビジネス協会（EBC）が「新千年紀の課題」と題して本書を作成いたしましたのは、21世紀を迎えるにあたり、欧州の対日貿易および投資に影響を及ぼすと思われる未解決の問題を特定するためです。本書は、EBCの諸委員会の分野専門家や加盟企業が有する豊かな実務的経験や見解・勧告などを参考にして、主要26分野における日本のビジネス環境の現状について最新の評価を提示しています。

過去20年間において日本は大きく変わりました。しかしながら、EBCの「新千年紀の課題」は、現行のものよりも一層大胆な規制改革と、依然として広範に存在する貿易に係る非規制的障壁を撤廃するために、より迅速な措置をとることの必要性を指摘しています。この最新版のEBC政策文書は、日本政府が各種産業セクターにおける欧州企業のアクセスを改善するための努力を促進する上で、効果的な役割を果たすことを切望しております。市場がより一層開放されることから最大の便益を受けるのは、国際競争力を強化することの出来る日本の企業に他なりません。市場における競争の増加は、最終的に日本の消費者にとって、より多様な製品、低廉な価格といった恩恵を享受することにつながるものです。



「新千年紀の課題」は本年7月開催の日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルにおいて、主要な資料として使われることになっております。この日欧企業の最高経営者レベルにおける協議の結果は、日・EU首脳会議の前に欧州委員会に提出されます。同首脳会議は、日本とEUの間で毎年行われておる政治会合であります。今年度はビジネス・ダイアログの直後、東京で開催される予定です。本書が、日本とEUの財界人および政府間の会合に、大きな影響を及ぼすばかりでなく、日欧の産業界の間の相互理解とコミュニケーションを促進することにもつながることを祈念します。

この機会に、EBCのセクター別委員会の活動を支えるべく、時間をさき、ご尽力を頂いている数多くの会員の皆様に御礼申し上げます。皆様方がそれぞれの分野で積まれた経験に基づく貴重なご意見、ご提案のご提供なしには、「新千年紀の課題」を作成することはできませんでした。また多数のEBC会員から寛大なご寄付をいただきましたことは特筆に値するものであり、お名前を本書に掲載させていただくことで、謝意を表させていただきます。さらに、駐日欧州委員会代表部には、EBCを継続的に支援して頂いておりますことに感謝いたします。同代表部ならびに在京の各EU加盟国大使館からは、EBCの諸委員会の活動に意義ある貢献を頂いております。

EBCの会員企業は日本に存在しているのです。他の日本企業と肩を並べ、日本人を雇用して企業活動を行っているのです。「新千年紀の課題」の作成を通じ、EBCはビジネス環境を改善することで、日本経済の成長と発展を促進するための解決策を見出そうとしているのです。

イサベル・ユペルツ
会長
欧州ビジネス協会

事務局長からのメッセージ

在日欧州ビジネス協会（EBC）はユニークな機関です。さまざまな貿易や市場アクセス問題に関しては統一の立場をとりながらも、欧州各国の多種多様な利害と強く結びついた企業群を代表しているのです。日本における13もの欧州各国の商業会議所やビジネス協会の通商政策部門として、EBCは、3,000を超える欧州企業の利益を代表して、日本政府や産業団体と通商上の問題に関する対話を続けています。

「新千年紀の課題」は、欧州の企業が日本の商環境において直面する主な課題をできるだけ多く解決するための最新の活動であると言えます。本書は、規制緩和、透明性、インフラ改革、基準の相互承認などに関する一連の施策を提案し、日本の商習慣の改善、および欧州の対日投資の拡大を目指すものです。

EBCの活動がイサベル・ユペルツ会長に率いられていることは、この上なく幸運なことです。ユペルツ会長が、日本とのビジネス、文化の両面における幅広い関わりを通して獲得された深い洞察と理解こそ、この国で欧州産業の利益を追求するEBCの活動を指揮する上で極めて有益であることが証明されています。更に、年次の日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルにおいてEBC会長は重要な役割を確保することに成功しましたが、これもまた同女史の功績といえましょう。最高経営者レベルで行われる同ラウンドテーブルの2回目の会合が7月に東京で開催されることになっています。ユペルツ会長からは「新千年紀の課題」の作成過程においても、貴重なご指導をいただきました。

EBCが幸運な理由がもう一つあります。それは、27の産業別委員会の委員長と360超の委員のご熱意とご尽力から原動力を得ているということです。このような熱心な皆様の知識や経験のご提供がなければ、同書を作成することはできなかったでしょう。

このような大規模プロジェクトを成し遂げることは大変なことでした。特に、「新千年紀の課題」の編集者として、調査、執筆、資料収集などいくつもの仕事を見事にこなされたケーシー・セジュマン氏のご尽力は賞賛に値するものです。同氏のご功労のお陰で、21世紀を迎えようとしている今、民間企業にとっても政府にとっても極めて有益な参考資料として本書を提供することができました。

本書の出版にあたりご協力を賜りました関係者御一人御一人に心底より感謝の意を表します。本書が日本経済の成長と日本において活動しておられる欧州企業の更なるご繁栄につながることを祈念しております。

アリソン・マリー
事務局長
欧州ビジネス協会



The English version of this publication was made possible through the generous financial contributions of the following companies:

ABN AMRO Bank N.V.	DaimlerChrysler Japan Holding Co., Ltd.	Midas International
Aerospatiale Matra	Degremont Co.	Merck Japan Ltd.
Airbus Industrie	Elle International Co., Ltd.	Nihon L'Oreal K.K.
Air France Japan	Embassy of Finland	Nihon Saint-Gobain
Alcatel Japan Ltd.	Embassy of the Federal Republic of Germany	Nihon Schering K.K.
Allianz Fire & Marine Insurance Japan Ltd.	Enterprise C.	Nippon BXI Inc.
AP Japan Ltd.	EU-Japan Centre for Industrial Cooperation	Nippon Flakt K.K.
A. Raymond Japan Co., Ltd.	Eurocopter	Nippon Lever B.V.
Arianespace	Forbo-Krommenie Japan	Nippon Organon K.K.
AstraZeneca K.K.	Freudenberg & Co.	Nippon Roche K.K.
Atlantis Associate Co., Ltd.	GAN Incendie Accidents	Novartis Agro K.K.
Austrian Trade Commission	GEO. Wehry International Ltd.	Novartis Japan K.K.
Aventis	Gerling Allgemeine Versicherungs AG	Novo Nordisk Pharma Ltd.
Aventis Pharma Ltd.	Glaxo Wellcome K.K.	Nycomed Amersham K.K.
Avocat, Dalpayrat Law Office	Grohe Japan	Organon Teknika K.K.
AXA Life Insurance Co., Ltd.	Hornmark K.K.	OSRAM Ltd.
BAE Systems	Haarmann, Hemmelrath & Partner	Ove Arup & Partners
Banca Commerciale Italiana	ING Bank N.V.	PMC Co., Ltd.
Bank Austria Creditanstalt	ING Life Insurance Co., Ltd.	PMC (Rocomat)
Banque Nationale de Paris	Inter Office	Pechiney Japon (SA)
Barclays Bank PLC	Intervet K.K.	Pernod Ricard Japan K.K.
BASF Japan Ltd.	Kiwa	Pirelli K.K.
Bayer Ltd.	KPMG Peat Marwick	Pricewaterhouse-Coopers
BEHR Japan K.K.	LEGRAND	Radiometer K.K.
Bertrand Faure Japon K.K.	Lloyd's Japan	Roche Diagnostics K.K.
Bosch K.K.	Loyens & Volkmaars	Rolls Royce International Ltd.
Bracco-Eisai Co., Ltd.	Lucas Aftermarket K.K.	Royal & Sun Alliance Insurance plc
British Embassy	Lucas Varsity Automotive Japan K.K.	Royal Greenland Japan Ltd.
Ca et La	Magneti Merelli Japan	Royal Sweden Home K.K.
Ciba Specialty Chemicals K.K.	Mannesmann Japan Corporation	San Paolo-IMI Bank
Clarins K.K.	Mannesmann VDO Japan	Schal Bovis
Clestra Hauserman	Meiho Corporation	Scandinavian Airlines System
Commerzbank AG		Schindler Elevator
Credit Lyonnais		Schwarzkopf K.K.
Currie & Brown (Japan)		SE Corporation
Dako Japan Co., Ltd.		Seric K.K.

SHINTO Herberts Automotive Systems Co., Ltd.	Solvay Automotive Asia K.K.	Vest Tech
Siemens K.K.	Sonderhoff & Einsel Ltd.	Westdeutsche
Sika Ltd.	Sulzer Medica Japan K.K.	Landesbank
S'Internaional Architects	Swedbank	Girozentrale
SIPLAST	Swiss Re Services Co., Ltd.	White & Case
Skandia Life Insurance Co., Japan Ltd.	Ten Cate Nicolan	ZF Japan Co., Ltd.
SKW East Asia Limited	The Boots Company Japan	
Societe Generale de Belgique (Japan) Co., Ltd.	Trespa Japan Ltd.	
	UCB Japan Co., Ltd.	
	Van der Architects	

The Japanese version of this publication was made possible through the kind contribution of translation services of the following European Embassies and the generous financial contributions of the companies listed below:

Embassy of France	Novartis Japan K.K.
Embassy of the Federal Republic of Germany	Organon Teknika K.K.
British Embassy of the United Kingdom	Radiometer K.K.
Delegation of the European Commission in Japan	Royal & Sun Alliance Insurance Group PLC
Arianespace	Societe Generale
Baring Asset Management (Japan) Ltd.	Swedbank
Bayer Ltd.	UBC Japan Co., Ltd.
Behr Japan	Volvo Cars Co., Japan
Chanel K.K.	
Degussa-Huls Japan Co., Ltd.	
ERAMET Japan	
Fournier Group Japan	
France Telecom Co., Ltd.	
Intervet K.K.	
Loyens & Loeff	
Maersk K.K.	
MAXXIUM JAPAN K.K.	
Nicole Automobiles Co., Ltd.	
Nippon Lever	

要約



For more information, contact:

Ms. Alison Murray
Executive Director,
European Business Community

European Business Community
Kuwazawa Bldg. 2Fl.
6-7 Sanbancho, Chiyodaku, Tokyo
〒102-0075 JAPAN
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

要約

新たなミレニアムを迎えて、日本経済は根本的な変化を遂げつつある。戦後を通して構造問題と過度な規制が日本経済にマイナスに作用してきたが、最近 10年間の低成長で対処の必要性が明確になった。そこで日本政府は、規制撤廃・景気刺激策・市場アクセスの改善・競争強化・海外からの投資促進など積極的な計画に着手した。貿易・投資への障壁は徐々に廃止され、在日欧州企業のビジネスチャンスは広がっている。

日本経済に深く根差した問題の解決に向けた日本政府と産業界の取組みを欧州ビジネス協会（以下“EBC”と略称）は積極的に支援している。欧州企業は日本で長年にわたって活動しており、日本経済の回復と成長持続に多大な関心を寄せている。この政策提言は、以上のことを念頭に置きつつ、全ての関係者に利益となる日本の事業環境改善に建設的な提案を行うものである。

規制緩和をさらに推進し、日本の基準を世界基準と調和させることが可能だと EBC は考えている。規制緩和により競争が促進され、市場アクセスが改善され、最終的には日本の消費者・産業・社会に利益をもたらすことになる。多くの欧州国家は近年同じような経済改革を進めており、EBC はこの経験が日本に役立つことを願っている。

問題点と提言を以下 3ページに要約し、続いて特定の事業分野・問題をより詳しく分析する。この提言の詳細については、各委員会委員長に直接問い合わせ頂くか、または EBC 事務局に連絡されたい。EBC は日本の事業環境改善に向けてたゆみなく努力を続けていくつもりである。



問題点：

- **製品の承認** — 製品の承認プロセスに制約が多く時間もかかる日本の規制環境下では、斬新な製品を競争的価格で提供することが難しくなっている。EBCとしては、製品設計、承認に係る規制当局の詳細な指導を廃止するよう日本政府に要望する。保険、動物用医薬品、診断薬など幅広い分野において、現行の事前承認手続きに代えて「ファイル・アンド・ユース」制の申請手続きを導入すべきだと考える。これにより企業統治の慣行が改善し、最終的には日本の消費者の利益となる。
- **規制による負担** — 斬新な製品の競争的価格での提供を難しくする要因として、申請、認可、製品流通に厳しい規制がかけられていることが挙げられる。ヘルスサイエンス、化粧品、通信、民間航空、輸送など幅広い分野において申請、認可手続きが複雑であるために、製品開発やサービス提供に支障が出るだけでなく、初期の目的であるはずの消費者保護や社会のためにも役立っていないことが多い。EBCは、日本政府が規制緩和と見直しの範囲を拡大し、日本経済をより競争的な環境において、行過ぎに対しては効果的な予防策を設けるよう要望する。
- **基準の整合** — 欧州をはじめとする諸外国の基準との整合を図ることにより、日本は国際的慣行を取り入れ、製品承認プロセスにおける重複を避けることができる。医薬品の認可手続きにおいては、外国データの利用が認められるなど改善が見られた。日本での再試験が義務づけられている医療機器、動物用医薬品、化粧品などについても同様に外国データの利用が認められることを望む。また、通信端末装置、電磁環境下の両立性、電気安全医薬品業界におけるより良い医療の実践、化学産業の研究所運営改善などに関する日本・EU間の相互認証協定（MRA）の実施が遅れていることは、非常に残念なことである。MRAの早期合意と共に、基準の整合性確立と相互認証の範囲が欧州製品定義、有機食品規制、建設サービス認可などにも拡大されることをEBCは日本政府に要望する。
- **規制の透明性** — 日本の規制環境が透明性を欠いているために、各社は事業決定の結果を予測し新たな規制環境に備えることが困難になっている。各社が懸念する問題について、規制当局に対し文書による説明を求められる制度の導入を望む。先例が積み重なれば既存の規則を補完し明確化することにもつながり、とくに金融部門や税制などの変化が多く複雑な分野において有効である。日本での事業推進に係る規制への各社の対応が容易になるほか、対日投資環境の整備にもつながる。



- **規制の監視** — 規制緩和の範囲拡大に加えて、日本経済の競争推進のために、特に独占企業を規制の対象とし、金融分野で実現されたように競争促進を目的とする独立した規制当局を設置するよう EBC は日本政府に求める。特に建設部門、ウォーターフロント事業、国際空港における事業慣行と規制当局の役割を見直すべきである。通信などの分野では、規制緩和だけでは競争的環境の改善にはつながらない。新規参入組が競争に積極的に参加し日本の消費者が自由化の恩恵を受けるためには、NTT グループ企業の独占に対する何らかの対策が必要である。
- **会計慣行と財務監督** — 日本の財務会計慣行は整合性に欠け不透明なままであり、流動資産、負債の時価評価は適切に実施されていない。財務の透明性を向上させるために日本政府が取組みを強化することが不可欠である。不適切な情報開示と会計慣行は金融システムの信頼性を損ない、対日投資の増加にとっても妨げとなる。会計、情報開示については、OECD 等の国際機関が定めた国際会計基準との整合性を可能な限り確保することが必要である。
- **調達** — 建設、航空、防衛など数多くの重要分野では、政府調達手続きによって事実上競争が排除されている。政府契約の多くが政治、ロビー活動、入札価格設定に大きく影響される状況が続いており、政府調達手続きには透明性が欠けている。これは斬新な欧州製品、サービスの利用を妨げるにとどまらず、日本の納税者の全般的負担をも重くしている。政治的影響を受けずに競争ベースで調達は行われるべきであり、そうすれば日本は欧州製品を購入する利点を実感できることであろう。
- **民間への政府の影響力** — 調達の決定、保険、通信分野でのマーケット活動、官公庁、官僚による指導を通して、規制とは別に、政府が民間に対して過大な影響力を行使していることを EBC は懸念している。日本市場で真に規制の透明性と競争を確保するためには、産業振興と民間の事業、投資決定を導く上で、政府が中立的かつ客観的な立場を示すことが必要である。



要約 (続き)

- **関税** — 産業用材料や食料品など重要な経済分野において、関税は大きな貿易障壁として残されたままである。高関税のために、日本の消費者は高品質な製品を国際的な競争価格で買うことができない。高関税はまた、ますます国際化する市場のなかで、安価な原料の調達が不可欠な製鉄、ガラス産業等の日本の主要産業の競争力に悪影響を及ぼす。日本の消費者、産業の利益のためにも、残された全ての関税と輸入割当てを撤廃すべきである。
- **税制** — EBC は、日本政府が税制を国際基準に整合させるための取組みを歓迎する。実効法人税率の引下げは好ましいことであり、連結納税制度の導入も歓迎している。しかし、日本の投資環境の改善、税制の透明性確保、税制の国際基準との整合、過去十年間に問題とされてきた厳しい経済環境の中で企業を支援するための税制優遇措置など、まだまだ改善すべき点が多い。
- **国境管理** — 最近では改善が図られているとはいえ、日本の空港、港湾における通関手続き、施設には大幅な改善が早急に必要である。植物検疫法は、有毒植物と無害な植物を明確に区分している国際基準に適合していない。さらに、関税の賦課、輸入品の検査、偽造品の疑いのある品物に関して、日本の税関当局は過度に恣意的な管理を行っている。通関港の間にサービス競争がないことによる、不十分な施設と高コストも状況をさらに悪くしている。
- **法環境** — 日本経済がますます国際基準、慣行にさらされるにつれて、各社は包括的な多国間におよぶ法的助言の利用、及び商法違反や知的所有権の明白な侵害に対して適切な方策を提供する透明な法的手続きの利用が必須となってくる。国際化が進展する中で各社が事業を進めるにあたって、包括的な法律サービスを受けやすくなるよう、弁護士業務の垣根を撤廃することを要望する。同時に、情報開示法の改正、知的所有権侵害の損害賠償の充実、買収合併 (M&A) 活動に関する商法の透明性向上などを通して、法律手続きを改善されることを望む。



ビジネス 関連

e-コマース
知的財産権
投資
リーガル・サービス
税金

For more information, contact:

Mr. Jim Pitchford
Chair, E-Commerce Committee
(Executive Director, Cable & Wireless IDC)

C/O Cable & Wireless IDC
CS Bldg. 17 Fl.
5-20-8 Asakusabashi, Taito-ku, Tokyo
〒111-8061 JAPAN
Phone 03-5820-5504
Fax 03-3861-9708

e-コマース

e-コマース（電子商取引）は、急速に、世界経済の一大勢力になりつつある。e-コマースが成長し続けるにつれ、日本および世界中でこの産業分野の発展に影響を与える構造基盤（インフラストラクチャー）、統治（ガバナンス）、機密保護、プライバシー、コンテンツといった領域における問題に取り組む必要がますます増えるものと考えられる。EBC e-コマース委員会 (EBC E-Commerce Committee) は、日本における e-コマースの発展を取り巻く方策論議に委員会の意見を付加することを期待している。委員会として特に強調したい問題の概要を以下に示す。

問題点：



- **認証および機密保護の規制** — EBC では、機密保護、人事、顧客情報の使用、暗号キーの管理といった領域で、警察庁があらゆる認証機関 (CA) に対して厳格な取り締まり制度を課そうとしていることが大きな気がかりとなっている。こういった規制は実施が難しく、他の形態の商取引に対して e-コマースを不利な立場に追いやることになる、さらに世界基準に矛盾することになり、結局は日本における e-コマースの発展を遅らせることになる。

提言：EBC は、インターネット規制に対する手際の良いアプローチを支援する。消費者が、それぞれのニーズを満足させる適切なテクノロジーおよび認証メカニズムを選択できるのは当然である。CA 認定については、自発的かつ業界指導型の発展を支持する。

- **国際基準の整合** — e-コマースは、真に、世界規模の現象であるため、相互運用性、消費者保護、課税、およびインターネット規制といった論点に関連する問題を解決するための国際的努力が必要である。

提言：EBC は日本の政府および業界に対し、e-コマース基準の調和に向けて引き続き取り組み、世界中の相対する機関との国際的対話を増やすことを要請する。

- **公（おおやけ）の政策論議** — 日本におけるインターネット基準および商行為の発展と促進には、企業組織、中央省庁、消費者団体、および研究機関が迷路のように複雑に絡み合っている。このことが日本での e-コマースの発展を取り巻く公の政策論議に関心をもち、参加することを難しくしている。

提言：EBC は、日本において e-コマースの発展を取り巻く論議に参加している国際的ビジネス・グループをさらに明確にし、整理統合し、より意味深い役割をもたせるよう支援する。

背景：

日本における e-コマース

電子取引における日本市場は、2003年までに70兆円を超える市場になるものと予想されている。このため、日本政府は、企業家精神、インフラストラクチャーの発展、およびインターネット利用の増大の促進を目的とした政策主導により e-コマースの発展を推し進めようとしている。インターネット利用者が1,500万人を超え、日本はすでに世界第2位のインターネット市場となっている。また、インターネットが可能な携帯電話も300万台を超えており、この新興成長分野の主要市場でもある。新設された EBC e-コマース委員会は、日本における e-コマースの将来性に期待しており、インターネットを利用した取引を取り巻く政策論議に大きく寄与できるものと考えている。

統治（ガバナンス）と規制環境

EBC は、EU-Japan Business Dialogue Roundtable（EU-日本実業家対話円卓会議）、Alliance for Global Business（グローバル・ビジネス同盟）、および OECD Forum on Electronic Commerce（e-コマースに関する OECD フォーラム）など、他のビジネス・フォーラムおよび政府系フォーラムが主張する e-コマースの基本原則を広く支持する。EBC は、特に、インターネットが安全かつ効率的にビジネスに利用されるための国際的行動規範、指針、ならびに強制措置を確立することにより、民間部門がインターネットの発展を先導すべきであるということに同意する。このためには、政府、企業、および消費者団体が協力して情報交換を増大させ、基準および慣例の国際的整合を視野に入れて取り組むことが必要となる。

信頼の促進

インターネット商取引に対する信頼と信用を促進することは、日本における、さらには世界中における e-コマースの発展の手がかりの1つである。認証テクノロジーおよび機密保護テクノロジーにより電子商取引を保護することが、この信用を構築する上での重要な方法の1つとなる。しかしながら、機密保護、人事決定、顧客情報の使用、暗号キーの管理といった領域の認定機関について厳しい取り締まり制度を求めている警察庁（NPA）の提案を日本が検討していることに対して、EBC は強い関心を持っている。

EBC では、この提案された規制は日本における e-コマースの発展にとって逆効果を招くものになると考えており、e-コマースに対する信頼と信用を促進するために、以下を推奨する：

- デジタル署名を法的に認め、日本における押印と同等の法的権限を与えること
- 企業がそれぞれの必要に応じ、機密保護テクノロジーおよび認証テクノロジーを自由に選択できること
- 類似サービスの提供者側および利用者間に差別がないこと
- すべての開発が国際基準および慣例に矛盾しないこと

その他の問題

通信インフラストラクチャーは e-コマースの屋台骨を提供するものである。ネットワーク・アクセス、帯域幅制限、および相互運用性が、世界中での e-コマースの成長にとって大きな妨げとなっている。EBC は日本政府に対し、引き続き市場を開放し、競争の障壁を取り除くこと、とりわけ、NTT の固定ネットワークおよび移動体ネットワークへの回線使用料および制限を削減することによりインフラストラクチャーの発展を促進することを奨励する。

電子商取引の国際的性質を考えると、課税、責任、準拠法といった問題は取り組みが難しいものである。二重課税や仲介責任などの問題を避けるために、税金、関税率、商法の適用に関する一貫した国際基準を開発することが重要である。

For more information, contact:

Mr. Laurent Dubois
Chair, Patent/Trademark/License Committee
(Laurent Dubois Gaikokuho Jimu
Bengoshi Jimusho)

C/O Laurent Dubois Gaikokuho
Jimu Bengoshi Jimusho
37 Mori Bldg. 8Fl.
3-5-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo
〒105-0001 JAPAN
Phone 03-5472-2372
Fax 03-5472-2375

知的所有権

日本経済における科学技術やソフトウェアの急速な発展と編入に伴い、知的所有権を保護することは日増しに重要となっている。このように知的所有権の保護が日本経済にとっての重要性を増していることを認識した日本政府は、知的所有権を獲得する手続過程の改良や、法律の適用に近年力を入れている。EBC は、日本政府がこの問題に取り組んでいくことを以下の通り促している。

問題点：



- **法的過程** — 特許及び商標保護のための日本の法的過程は能率と透明性を欠いている。特許による保護はわずかなものであり、また不適当な開示法のために違反に関する証拠を集めることが大変難しい状況である。さらに、損害に対する裁定額は、特許違反がもたらす特許所有者への経済的な影響にはほとんど反映されていない。

提言：

1. EBC は、特許所有者が疑わしい特許違反に関する情報を得るための法的あるいは行政的な手段の提供を、乱用を防ぎつつ日本政府が的確に行うことを支援している。
2. 図案の解釈は、わずかな修正による特許侵害から保護されなければならない。
3. 特許所有者への違反による経済的な影響が、損害への判決に的確に反映されなければならない。

- **国境管理** — 日本国税関は日本への輸入品を差し押さえる権限をもつ唯一の機関である。欧州とは異なり、権利所有者も権利侵害者として訴えられている被告も税関の決定には介入できない。並行輸入の自由化は偽造品取引の法律的抜け道として頻繁に応用されている。

提言：

偽造品の疑いのある品物を日本国境で差し押さえるための手続きは明快な法的過程を通らなくてはならない。証拠提示義務は輸入業者と権利所有者の間で分担されなければならない。単に日本国税関の独断的決定によるべきではない。

背景：

日本の特許法の改良

知的所有権保護を改良するために日本政府が近年行ってきたことに対し、EBC は概して満足している。申請過程はとりわけ大幅に改良された。現在は仮登録時に行われる反对手続きは認可後に行われており、また特許法改訂版は申込みの後での特許申請の修正を制限していた。現在では、英語で特許申請の申込みをしてから日本語に翻訳することが可能となっている。

同様に、WIPO（世界知的所有権機構）や GATT（貿易と関税の一般協定）などによるフォーラムを通じて知的所有権の国際的調和を目指す動きの中で日本が担う役割も急速に増している。日本国特許庁は日本の慣習を国際基準に合わせているという点において進歩的である。

法的過程

申請過程の改良は、不運なことに違反及び権利侵害者からの損害を集めることを困難にしている日本の法体系によって相殺されている。とりわけ EBC が懸念しているのが以下の事項である。

- **不適切な開示法**：1996年の民事訴訟法改正にもかかわらず、開示法はいまだ不適切である。その結果として、知的所有権侵害に関する情報を集めることも困難なままである。
- **凶案の解釈**：日本の裁判所は凶案の類似性に関する解釈において、公正さを欠く競争法のために、いまだきわめて狭い視野を持ち続けており、その結果として法律の第一目的である能率が奪われている。小さな変更を規制するだけで偽造品への認可を妨害することが出来るのだが。
- **損害への判定の低さ**：特許侵害による損害の経済的影響は特許所有者への裁定額に殆ど反映されていない。1999年 1月の特許法改正の折には、損害裁定額を特許権使用料を基本としたシステムから利益を基本としたシステムへシフトしようとする試みが見られた。しかしながら、開示法のために特許権所有者が特許侵害に関する正確な情報を得られないために特許権侵害の経済的な影響を査定することは難しく、殆ど改正されていない。
- **弁護士の不足**：知的所有権問題を取り扱う弁護士が日本にあまりいないことも EBC の懸念する事項の一つである。管理法が厳しいために弁理士（特許の専門家）が裁判所で依頼人の弁護、代表することができないのだ。もっとも、その法律は現在改正中である。裁定額の低さも弁護士が特許訴訟へ介入する意欲を刺激しない要因の一つである。

その他の問題

特許商品の並行輸入は日本では常に問題となっている。最高裁判所は特別な場合に限り並行輸入は特許法侵害とは見なされないという例外を規定した。このために輸入業者はこの例外規定を都合よく解釈することで偽造品を禁止する法律の抜け道としている。

このような認識のなさ、もしくは商標への保護体制の欠如はスコッチウイスキーやボルドーワイン、コニャックなど有名な地名入りの欧州産のワインやスピリッツにも影響を及ぼしている。日本の製造業者は市場に出回っている商品に欧州の地名をつけることを許可されているので、売られている製品がその地名と何の関係がなくても地名をつけて売ることが可能なのである。この事実は消費者をだますだけでなく、地名本来の価値を下げる行為でもある。

東京上告裁判所は、特許期限が切れる前に一般的な薬品を一般商品として進展させるのを防ごうという欧州及び日本の製薬会社からの提訴を否定した。日本市場に新製品を送り出すための製薬会社の研究は多大な時間と金額を要するため、特許による保護を求めることは正当な権利であり、一般商品として進展させていくためには日本市場からの保護が必要なのである。

For more information, contact:

Ms. Isabelle Hupperts
Chair, FDI Taskforce
(Chief Representative, Société
Générale de Belgique)

C/O Société Générale de Belgique
Imperial Hotel 5 Fl., Suite 510
1-1-1 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒100-0011
JAPAN
Phone 03-3593-0765
Fax 03-3593-0766

投資

海外からの投資は日本経済の起爆剤となり、雇用機会を拡大するばかりでなく、日本経済が新たな国際ビジネス慣行に触れるという可能性が考えられる。日本政府はこうした可能性を認識し、対日投資の拡大により多くの財源を充てる努力をしている。海外からの投資を支援するという政府の政策があるにもかかわらず、対日投資を試みる外国企業の障害となる数々の障壁が引き続き存在する。この現状は、日本でのビジネスチャンスを探る欧州企業に、さらには日本経済にも不利益をもたらす結果となる。

問題点：



- **M&A** — 日本の投資促進プログラムは、グリーン・フィールドおよびビジネス開発投資に偏っている。EBC は、この姿勢について、やや経験不足であると感じている。M&A は他の投資形態と同じく日本経済を刺激する潜在性を有する。残念なことに、M&A 活動に対する歴史的な偏見が日本の投資環境を厳しいものとし、そのため外国からの投資は他の先進諸国に比べ相当に少ないのが現状である。

提言：

1. 日本の税制に関しては、M&A をはじめ、企業の再編、合併事業の設立などを妨げる種々の慣行、風習、制度などの撤廃に向け、徹底した見直しの必要がある。世界規模の M&A や特定地域の企業再編は、原則として、直接的な税コストなしに許可されるべきである。日本政府が、統合税制の導入計画を迅速に進め、その実施にあたり産業界の提言を十分考慮することを望む。
2. 商法における差別は、OECD の「内国民待遇」の原理原則に則り撤廃されるべきである。日本の登記企業に少数株主の株式売却強要を許す法律の適用を、大部分の外国の投資企業にまで拡大する必要がある。明らかな商法違反を考慮して、透明性の改善と適切な償還請求権の確保が、投資家の権利保護を保証するために欠かせない。
3. 株主の権利を保護し、また、堅実な忠誠心により時期尚早段階で M&A の実現が不成功に終わるという結果を避けるため、企業統治の慣行を改善する措置が導入されなければならない。株の持ち合い制度も見直す必要がある。

背景：

EBC FDI Taskforce Members

Mr. Albert Abut (Atlantis Associates Co.)
Mr. Stephane Ginoux (Eurocopter)
Mr. Sebastian Groeger (DASA)
Ms. Isabelle Hupperts (Société Générale de Belgique)
Mr. Bruce Inglis (Philips)
Mr. Markus Janssen (Haarmann, Hemmelrath & Partner)
Dr. Heinrich Menkhaus (GCCIJ)
Mr. David Roach (Pricewaterhouse Coopers)

概要

最終的には、対日投資の拡大は、コストと日本経済の投資機会から生じる利益次第である。従って、日本政府が経済環境の改善と、日本の投資環境を悩ます多数の規制的慣行の撤廃に向け努力することが重要である。通信や金融サービス部門の外国企業の誘致については、規制緩和が助けとなる。競争の促進をはじめ、規制緩和の推進、投資活動をめぐる規制環境の透明性の改善を通して、日本政府は投資障壁の削減のために更なる取り組みを行うことができる。

更なる提言：

- 土地取り引きに関する適切な情報公開メカニズムを導入し、企業の情報取得を容易にし、十分な情報に基づく不動産取り引きの決定が可能となるようにする。また、減税措置を講じることで、土地売買に関連する税の削減と不動産市場の活性化を実現する。
- 日本政府は、日本人と外国人弁護士とのパートナーシップを禁止するなど、法律業務に関する規制を撤廃することで、外国人投資家による総合的な法律サービスの利用をより容易にする必要がある。
- 市場に基づく価格で流動資産および負債を適切な情報公開を義務づけることにより、国際慣行による金融分野の情報公開と会計基準を実現することを望む。正確な金融情報へのアクセスは、合併や企業買収の模索を望む企業にとって極めて重要である。日本では、資金不足の年金事業計画などを含め、潜在的な負債の情報公開について、入手できる金融情報は極僅かである。
- 金融市場は M&A 活動に協力的でなければならない。株式の上場やスワップに関する規則については、店頭取引を助長するための更なる緩和が必要である。
- 倒産に関する規制については、直接の正式な管財人を要求するよりも、救済方式での企業資産取得を許可するよう改革することが必要である。この改革により、雇用の維持と根本的な企業価値の保護につながる。
- 労働法および基準については、労働移動性の促進を目的とした見直しが必要である。状況が次第に変化する中、伝統的な終身雇用制の維持は、合併や企業買収後に従業員の企業間移動を困難にし、対日投資に深刻な影響を与えている。特に、現在検討されている確定拠出型年金プログラムおよび適切な税の据え置きが可能な限り速やかに実施され、従業員の年金の移行が容易になることを希望する。
- 日本でビジネス活動を展開する外国企業の増加は、在日外国企業の従業員に影響を与える日本の入国管理政策の見直しが急務であることを示している。特に、再入国許可制度の廃止に加え、技師や熟練労働者、慈善事業のスペシャリストによる就労ビザ取得について、必要とされる経験年数を引き下げるよう要請する。また、投資事業のビザについては、二人の常勤従業員を雇用するという条件の撤廃を望む。

For more information, contact:

Mr. Jonathan Inman
Chair, Legal Services Committee
(Partner, Linklaters & Alliance)

C/O Linklaters & Alliance
Akasaka 1-chome Center Bldg. 12Fl.
1-11-30 Akasaka, Minato-ku, Tokyo
〒107-0052 JAPAN
Phone 03-3568-3800
Fax 03-3568-3888

リーガル・サービス

日本の法的インフラストラクチャーは、経済の自由化、規制緩和、グローバル化に際し、包括的で国境を越えたリーガル・サービスの需要の高まりに対応でき得るものでなくてはならない。しかしながら、日本の法律制度の構造的欠陥と、外国のロイヤーに適用される活動の制限により、日本において、世界的な競争力を有する法制度の発展が引き続き妨げられている。EBC の法律サービス委員会は、日本の消費者が、必要とする包括的な法律サービスの利用を確保できるよう下記の問題分野において前進が見られることを期待している。

問題点：



- **パートナーシップ** — 日本の法律では、日本人弁護士と、有資格法域に関する案件についてのみ日本で法的業務を行うことが許可される外国のロイヤーとのパートナーシップが禁じられている。他の大半の先進諸国では、このような慣行はない。日本人弁護士と外国のロイヤーが同じ法律事務所で共に法律業務に携わることができたなら、クライアントは、より良いサービスを楽しむことができるだろう。このことが顕著なのは、多国間の専門知識を融合することで日本での事業に多大な利益が生じるであろう資本市場などの分野である。

提言：日本人弁護士と外国のロイヤー間のパートナーシップの禁止を撤廃すべきである。

- **平等の待遇** — 外国のロイヤーが、第三国の法律について直接的な助言をすることを禁止する差別的な制限は、いくつかの法域に関する包括的な法的助言を必要とするクライアントにサービスを提供する国際法律事務所能力を限定してしまう。これは、国際法律事務所が、いくつかの法域について法的助言を行い、総合的な法律サービスを提供する上で、より経験が豊富であることが明白であるにもかかわらず、クライアントに日本人弁護士を利用させるための試みであるかのように見える。

提言：外国のロイヤーは差別なく法律業務を遂行できなければならない。第三国法のように、日本人弁護士に適用されない規制は撤廃されるべきである。

背景：

EBC Legal Services Committee Member Companies

Allen & Overy
Ashurst Morris Crisp
Clifford Chance
Denton Hall
Dr. Neumann & Partner
Freshfields
Gide Loyrette Nouel
Haarmann, Hemmelrath & Partners
Linklaters & Alliance
Lovell White Durrant
S&E Ltd.
Trenité van Doorne
Tokyo Aoyama Law Office
White & Case

概要

外国の法律事務所は、資格法域についてのみ日本で法律業務が許可される任命されたロイヤーを通してのみ業務を行うことができる。日本での業務を許可される外国のロイヤーは、そのロイヤーの資格法域に関する法的助言を必要とする日本人クライアント、また、日本において適切な法的助言を受ける上で助けを得るためロイヤーを利用したいとする外国人クライアントを対象に業務を遂行する。

外国のロイヤーによる日本での活動環境は相当に制限されている。これは、クライアントが、経済の自由化、規制緩和、グローバル化に対応すべく、より包括的、かつ、国境を越えた法的助言を求めるようになるにつれ、さらに問題となっている。

共同事業とパートナーシップ

日本人弁護士と外国のロイヤーが一つの法律事務所業務を遂行することが許可されれば、クライアントへのサービスは、金融サービスなど国境を越えた専門知識を必要とする分野について、大幅に改善されるであろう。

現在のところ、日本での日本人弁護士と外国のロイヤーとの全面的なパートナーシップに最も近いものとして特定共同事業がある。この扱いにくい制度の下、個々の日本人弁護士と外国のロイヤーの間に限定された契約上の共同事業を設立することが許され、日本における外国の法律問題に関する助言が日本のクライアントに、また、日本の法律に関する助言が外国人クライアントに提供される。

この制度が成功していない理由がいくつかある。

- 大手の国際法律事務所にとっては、共同事業では提供し得ない、チームスピリットや包括的な業務範囲が人気を勝ち取る重要な要因となる。
- 別々の会計や人的財源の計画など、共同事業に関与する種々の独立体とうわべだけの障壁を維持するのは困難である。契約関係者が独立したオペレーションを維持するよう義務づけることは、共同事業の存在理由、即ち、総合的な法律サービスの効率的な提供を事実上消滅させることを意味する。
- 複数の法律事務所が共同事業活動を行っているため、関係者間で利害関係が対立する機会が増す。
- 共同事業の下に業務を遂行するロイヤーには、完全に統合された国際法律事務所にみるのと同様の昇進機会が与えられていない。

日本のクライアントに、完全な総合的なサービスを提供できる国際法律事務所には、日本経済に多大な貢献をもたらす可能性がある。これは、日本での事業展開を希望する外国企業のみならず、国外に事業の利害関係を有する日本企業にも利益となる。

第三国法

外国のロイヤーには、関連法域の有資格ロイヤーによる書面での助言なしには、原資格法以外の国の法律についてクライアントに助言することが許されていない。この制限は日本人弁護士には適用されない。

実際、この制限は国際法律事務所を差別するものであると同時に、日本のクライアントによる最も包括的な法律サービスの入手を妨げている。EBC は日本政府に対し、日本で事業を行う全企業の利益のため、この制限の撤廃を要請する。

税金

近年の日本における税体系は OECD 諸国の税制にかなり近づいてきた。過去 2年間にわたり法人の実効税率が約10% 引き下げられたことや、連結納税制度の導入が計画されていること等がその一例である。EBC はこれらの傾向を支持するとともに、以下に掲げる分野での新たな変革を期待する。

問題点：



- **欠損金の繰越** — 1990年代全般にわたり日本の企業は厳しい経済環境におかれてきた。日本におけるビジネス及び投資環境を改善させるため、EBC は日本政府に対し、企業の損失に対する全面的な救済措置を要望する。

提言：

1. 1995年以降生じた欠損金については永続的（現在は5年間の繰越のみ）に繰越を認める。
2. 税務上の耐用年数については、固定資産の経済的価値の低減に合わせ実際の耐用年数を反映させるよう短縮する。
3. 不動産については帳簿上の価額を時価評価に修正し、バブル景気により生じた損失については損金算入を認めるよう、法律を改正する。

- **投資環境** — EBC は、日本政府に対し、2002年までに連結納税制度を施行させることを含め、対内投資に対する税務上の障害を低減する措置を求める。

提言：

1. グローバルな企業合併・買収及び国内の企業再編、分割については基本的に一時に課税しない。
2. 企業の買収のための資金調達費用についてはターゲット企業の取得により生じた収益との通算を認める。
3. 完全所有が現実に不可能な統合企業については、現在提唱されている持株割合が 100% を要件とする連結納税制度につき、100% 未満の持株割合についてもその適用を認める。
4. 合併企業における損失については、実質株主に振替が可能になるようにする。

問題点 (続き) :

EBC Tax Committee Member Companies

BASF Japan
Bayer
Ciba Speciality Chemicals
Daimler-Chrysler Japan Holding Co
KPMG Peat Marwick
Loyens & Volkmaars
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Novartis Japan
Dalpayrat Foreign Law Office
PricewaterhouseCoopers
Rhone-Poulenc Japan
Sonderhoff & Einsel
White & Case

- **納税者保護** — 納税者の機密保護に関する権利は OECD により認められている。しかしながら、日本においては納税者と税務当局による論争がしばしば報道されている。EBC は、納税者機密保護報により保護されている情報の「漏洩」については、当該公開は納税者の事業に一定の損害を与えるものであることから、深く憂慮している。また税務上の説明を求める納税者の要請に対する税務当局の姿勢は透明性を欠いており、またガイドラインも一般には公開されていない。その結果、事業判断の上で必要となる税務上の取り扱いを正確に把握することが企業にとって困難な場合が多々ある。

提言 :

1. 課税所得に相当額の調整が加わるような場合であっても、納税者の機密保護を徹底させるため現行の制度を厳しく適用させる。
2. 企業が企画する取引や税務上特殊な状況について、税務当局の見解を企業が書面により受理することができるよう、個別通達の交付手続きを制度化させる。

- **移転価格** — 日本においては、移転価格の算定の基礎となる比準取引については税務当局は明らかにしない。その結果、企業は移転価格調整の正確性を確認することができず、追徴課税による罰則に従わざるを得ない。このことはさらに、日本において採用される移転価格算定方法が OECD ガイドラインにおいて設けられている移転価格と一致しないという事実によりよりいっそう状況を複雑化させている。一例をあげると、日本は独立企業間価格に収益のネットを用いることを認めていない。

提言 :

1. 移転価格のガイドラインにつき、その算定方法、実務上のガイダンス及び税額の更正に関して、バスケット・プライシング、範囲及びネット・マージン方法など、OECD により認められている方針に合致させる。
2. 移転価格の調整は、納税者がアクセスできる情報のみに基づき行われるものとし、課される罰則については納税者の行為の程度に応じたものとする。

- **優遇措置** — 日本政府は外国の年金制度に対する雇用者の拠出金に係る非居住者の取り扱いについては、厳しい政策を採用している。「適格退職年金制度」に加入する日本人納税者に対する取り扱いと違い、非居住者は拠出時に経済的利益を受けるものとして取り扱われている。これは退職後の給付金に再び課税が行われるという事実と矛盾する取り扱いである。最近の税制改正によりストック・オプション課税の税率が納税者に有利なものになった。しかしながら、この規定は日本の企業の株式のみに適用され、外国企業の従業員（外国人及び日本人の双方）にとっては不利な規定となっている。

提言 :

日本の「適格退職年金制度」に類似した特徴をもつ外国年金制度については、同様の取り扱いを受けるものとし、同様に、ストック・オプションの優遇税率はすべての従業員に拡大して適用させる。

消費財

化粧品
切花
食品
酒類

For more information, contact:

Mr. Lionel Requillart
Chair, Cosmetics Committee
(Vice-President General Director,
Pierre Fabre Japon Co., Ltd.)

C/O Pierre Fabre Japon Co., Ltd.
6-8-8 Akasaka, Minato-ku, Tokyo
〒107-0052 JAPAN
Phone 03-3589-3631
Fax 03-3589-3820

化粧品分野においては、英語版出版以来多くの変更があったため、この2ページを最新の内容として追加する。

化粧品

化粧品をめぐる日本の規制環境は根本的な変化を遂げ、今後はそれぞれのメーカーが、日本市場の高い要求に応えられるような革新的な製品開発が出来るチャンスが与えられるようになる。EBC化粧品委員会は、この化粧品に関する規制緩和の動きの基本姿勢を支援していく。今後は提案された内容が一貫した形で、また意義のある形で実現することを望んでいる。様々な改正が提案されたが、国際基準に整合するための課題はまだまだ沢山ある。EBC化粧品委員会は、医薬部外品カテゴリーに関しても同様の透明性を持たせた規制緩和の方向に向かうよう働きかけて行くつもりである。というのもこれが、現在でも残っている規制環境の牙城のようであるからである。

問題点：



- **医薬部外品（QD）カテゴリー改革** — 医薬部外品として認定されるための成分或いは化合物の内容があいまいである。化粧品に関して採択された新たな規制制度提案は医薬部外品には適用されない。

提言：EBCは厚生省に対し、成分条件、新有効成分の申請登録が経済的に可能な形にし、全成分表示の実施といった内容を化粧品分野と同様の徹底した透明性を打ち出すように強く要請する。加えてEBCは1999年に厚生省が約束した医薬部外品の一部を化粧品に分類見直しの実施を要請する。

- **ポジティブリストとネガティブリストの調和** — 厚生省が提案する新しい規制制度は2000年10月初めに公開され、2001年4月1日施行となる。この制度はヨーロッパで長年運営されてきた制度やカテゴリーに類似しているが、提案される三つのポジティブリストが網羅する中身がかなり異なっている。（保存剤、光線フィルター、タール色素）

提言：EBCは厚生省に対し、欧州委員会の規制機関及び科学諮問委員会と連絡をとり、ポジティブリストとネガティブリストを調和させることを要請する。

- **新成分の承認** — 提案された規制改革では新しいポジティブリストに新成分を追加登録することの難しさは以前と変わっていない。

提言：EBCは厚生省に対し、ヨーロッパの関係当局と調整をして、新成分登録に関して、ポジティブリスト及び医薬部外品化粧品カテゴリーに関して、相互に承認し得る安全標準を設定することを推奨する。

問題点 (続き) :

- **能書き表現** — 日本政府は能書き表現に関して過剰に保守的である。

提言：EBC化粧品委員会はメーカー責任で、製品の能書き表現の制約緩和を要請する。

背景

日本の化粧品市場

ここ数年は停滞しているが、日本の化粧品市場は現在でも世界2位の規模であり、メーカー出荷価格で、1兆5千億円近くになっている。

市場は日本のメーカーが優勢である。外国ブランド化粧品は、輸入、日本での製造を含めて市場の20%を占めるに過ぎない。日本の化粧品小売業者の大部分は、国内化粧品メーカー系列のチェーンストアであり、一般に輸入ブランドは取り扱っていない。その結果、輸入化粧品の販売流通経路はデパートなど限定されたコストの高い販路に限られてしまう。

化粧品の規制状況と規制緩和のプロセス

これまでのところ、化粧品カテゴリーは、ポジティブリストから成分を選択する、—これはかなり製品の革新を妨げてきた。— 或いは、リストにない成分の承認に大変な費用をかけ、それで承認が出るかどうか不明という状況であった。1998年7月に厚生省は化粧品の規制制度を大幅に変更するという約束をした。これらの変更は2000年4月1日から施行される予定である。厚生省は現行のヨーロッパの制度と類似の枠組みを採用し、安全の責任をメーカーや輸入業者に移行し、限定されたポジティブとネガティブリストを作成し、日本語での全成分表示を商品容器上にするを義務づける。

加えて日本で許可される能書き表現は通常承認されているものよりもかなり狭く、結果として製品の差別化が出来にくい状況である。

医薬部外品規制状況と停滞の原因となるプロセス

日本国民の健康への関心が高まる中でこのカテゴリーの成長が勢いづいた。医薬部外品リストは、化粧品以外の殺虫剤、生理用ナプキンなどに加え、デオドラント、リップクリーム、ヘアカラー、美白製品、ふけ防止シャンプー、タルカムパウダーといった幅広い種類の製品で構成されている。ヨーロッパやアメリカで化粧品としての取扱いがされているものも日本では医薬部外品として取り扱われ、他の化粧品以上の制約がある。残念なことに、何をもってしてある製品が医薬部外品として分類されてきたのか或いはされるのか、があいまいである。

医薬部外品としてそれぞれのカテゴリー別に使用可能な成分の数はかなり限定されたものであり、新しい成分の登録申請のプロセスは非常にコストがかかり、時間もかかる。これが日本の消費者に新しい技術を提供する大きな障壁となっている。

更に規制緩和を促進する3年計画の1999年3月30日の見直しで総理府はヨーロッパとアメリカで化粧品として取り扱われ日本では医薬部外品とみなされている製品に関しては日本でも化粧品として扱うべきであるとの提案をしている。この分類の見直しは2001年3月までに実施される予定である。

For more information, contact:

Mr. David Ashley
Chair, Cosmetics Committee
(Chairman & Representative Director,
Nihon L'Oreal K.K.)

英語版翻訳

化粧品

化粧品をめぐる日本の規制環境は、近く根本的な変革を経験し、要求の厳しい日本市場に向け革新性に富んだ製品開発を行うため、全ての製造企業により多くの事業機会が提供されるであろう。変革に関するこうした提案がなされている一方、規制を国際基準に整合させ、医薬部外品カテゴリーの少なくとも幾つかに規制緩和の範囲を拡大するべく、なすべき仕事はまだ多く残っている。EBC 化粧品委員会は、化粧品の規制緩和を支える原理原則を強く支持し、一貫性のある、しかも意義深い方法で、提案する変革が実施、実行されることを望んでいる。

問題点：



- **ポジティブリスト（配合可能性分リスト） & ネガティブリスト（配合禁止成分リスト）の調和** — 厚生省が提案する新しい規制制度は、欧州で長年運営されてきた制度に大変よく似ている。ただ、提案される3つのポジティブリストが網羅する成分カテゴリーは欧州のものと同じであるものの、含有量が相当に異なる。

提言：EBC は厚生省に対し、ポジティブリストとネガティブリストの調整を行うべく、EU 委員会の規制機関およびその科学諮問委員会と連絡をとることを要請する。

- **新成分の承認** — 提案される規制改革は、新ポジティブリストへの新成分の追加、あるいは、諸外国との承認基準の調和を容易にするものではない。

提言：EBC は厚生省に対し、ポジティブリストおよび医薬部外化粧品カテゴリーへの新成分の容認について、相互に受け入れ可能な安全基準を確立するため、欧州の関係当局と調整することを勧める。

- **医薬部外品制度の見直し** — 現行の医薬部外品制度が実施されたのは、化粧品に関する一般的な安全および効能基準が今日の姿とは全く異なるものであった戦後に溯る。

提言：EBC は、医薬部外品制度について、産業界をはじめ、皮膚病学の分野や消費者グループにより公に議論され、このような分類が公共の福祉や化粧品業界の発展に資するか否かの評価が行われることを歓迎する。

背景：

EBC Cosmetic Committee Member Companies

Chanel
Clarins
CTF Marketing Co.
Elle International Co.
Guerlain
Mary Cohr Japon
Nihon L'Oreal
Nippon Lever
Parfums Christian Dior (Japan)
Parfums Givenchy
Parfums Nina Ricci Japon
Pierre Fabre Japon Co.
Sanofi-Synthelabo
Schwarzkopf
Thalgo Cosmetic Japon Co.
The Boots Company Japan
Wella Japan Co.
Yves Saint Laurent Parfums

日本の化粧品市場

ここ数年は停滞しているが、日本の化粧品市場は現在も世界二位の規模であり、製造業者の積荷価格はおよそ 1兆 5千億円にのぼる。

市場では依然として日本の製造業者が優勢である。海外ブランド化粧品は、日本での現地生産品を含めても市場全体の 20% を占めるに過ぎない。日本の化粧品小売業者の大部分は、国内メーカー系列のチェーンストアであるため、一般に輸入ブランドは扱っていない。その結果、輸入化粧品の流通は、百貨店など限定された値段の高い販路に限られてしまう。

化粧品の規制環境

化粧品の生産および輸入には厚生省の認可が必要とされる。化粧品の許認可に要する手続きは、種別許可制度（CLS）の採用により一部簡素化されたが、使用される全成分が特定の製品カテゴリーにおいて承認されていない限り、新製品の登録が必要となる。CLS に記載されない成分の承認には時間と費用がかかり、時として透明性に欠ける。たとえその成分が EU や米国で長年にわたって安全に使用されてきた実績があったとしても、日本で承認が得られるという保証はない。従って、欧州や米国に比べ、日本での製造に使用される原材料の種類はかなり少なく、外国のメーカーは、化粧品の効果を高めたり、市場のニーズに応えることを目的とするのではなく、単に、日本の官庁による規制に対応するために製品の成分変更を余儀なくされる。

医薬部外品の規制環境

欧州や米国の製品カテゴリーの多くが日本では医薬部外品として扱われ、他の化粧品よりも相当に数多くの規制の対象となる。一定の製品が医薬部外品として分類されるとの決定に至る論理は曖昧である。医薬部外品リストには、防虫剤や生理用ナプキンなど化粧品以外の品目に加え、デオドラント、リップ・クリーム、毛髪着色剤、ふけ防止シャンプー、タルカムパウダーなどが含まれる。

各医薬部外品カテゴリーで使用される成分の数は相当に限定されており、新成分としての許可を得るためのプロセスには高い費用と長い時間を要する。このことは、新技術を日本の消費者に届ける上で主な障壁となっている。

規制緩和のプロセス

1998年 7月、厚生省により化粧品の規制制度に大幅な変革がもたらされた。EBC はこの進展を歓迎すると同時に、EBC の意見をはじめ、提案される改革に関する化粧品業界の見解を求めようとの厚生省の試みに勇気づけられている。

このような変革は 2001年 3月末までに効力が発せられる。公式文書はまだ発行されていないが、製品の安全責任をメーカー側と輸入業者に移行することをはじめ、限定的なポジティブおよびネガティブリストを作成すること、製品の容器に（日本語で）ラベルによる十分な成分表記を行うことなど、厚生省が現行の欧州の制度に同様の枠組みを適用することが期待される。

さらに、規制緩和促進 3ヶ年計画への 1999年 3月 30日の改正において、総理府は、欧州および米国で化粧品として扱われ日本では医薬部外品とみなされる製品について、日本でも化粧品として扱うべきであるとの提案をしている。

For more information, contact:

Mr. Jos van der Valk
Chair, Cut Flower Committee
(Managing Director, Greenwings Japan)

C/O Greenwings Japan
Ena Azabudai Bldg.
1-9-19 Azabudai, Minato-ku, Tokyo
〒106-0041 JAPAN
Phone 03-3560-7413
Fax 03-3560-7416

切花

制限的な植物検疫法規、限られた検査能力、空港設備使用料の高さなどの非関税障壁によって、日本への切花の輸入は制限されている。EBC 切花委員会は日本の切花市場に大いなる可能性があると思っているが、植物検疫システムや空港インフラストラクチャーの根本的な改善が成されない限り、輸入量は増加しないであろう。

問題点：



- **植物検疫法規** — 日本の植物検疫法規は制限的であり、国際的に受け入れられている基準に従っていない。最近、植物検疫法が改正されたものの、日本は依然として病害虫と無害虫の区別を十分に行っていない。

提言：日本の非検疫リストの幅を広げ、切花に見受けられるすべての無害虫を含めるべきである。現在出荷停止原因の80%~90%を占めているダニ、アブラムシ、アザミウマといった虫について検討されることを望む。

- **空港設備使用料** — 日本では空港設備サービスを提供している企業間に事実上の競争がない。その結果、成田空港における燻蒸コストは米国やEUにくらべて約5倍も高く、冷房費は空港外の会社の料金の3~4倍に達している。

提言：日本の空港における燻蒸、倉庫、冷房設備の提供に真の競争環境が確立されるべきである。

- **検査・取扱い設備** — 日本のほとんどの国際空港にある設備は、切花やその他の生鮮品を大量に扱うには不適切である。ここ数年で検査能力は良くなってきているものの、さらに改善の余地がある。

提言：保税倉庫や発送エリアはさらに改善が必要であり、特に大量の輸入品を取扱う成田空港で求められる。ピーク・シーズンには検査能力を高め、午前6時から検査を開始できるようにすべきである。

背景：

EBC Cut Flowers Committee Member Companies

Greenwings Japan
Otani Shokai

Note: The EBC Cut Flowers Committee has become the Phytosanitary Committee, reflecting its expanded mandate to deal with issues across a wider range of perishable goods.

日本の切花市場

日本の切花市場は世界最大級の規模である。年間消費額は約8千億円に達しており、家庭用の花の購入量がさらに多くなっている。規模はさらに伸びるものと見込まれている。日本の切花市場は従来から国内生産者が圧倒的なシェアを占めており、輸入花は市場全体の6%以下にすぎない。

結婚式や葬式など特別な催しでの売り上げが、日本の切花市場の大部分を占めている。欧州の数多くの国々にくらべると、日常の花の消費はまだ成長過程にあると言える。

個人消費に向けた切花市場は大きな可能性を秘めていると EBC は思っているが、現在よりも低価格で大衆市場商品が供給されなければ状況は大きく改善されないであろう。しかしながら、日本の生産者は例えばオランダのように業界の特徴である規模の利益を達成していない。欧州の生産者の方では、大量の花を低価格で輸入させないいくつもの貿易障壁のために、この比較利点を活用できないでいる。

貿易障壁

切花の取引にとって最大の障壁は、制限的な日本の植物検疫法規である。日本は切花の分野には関係のない 63 種類の虫に対して「許容度ゼロ」の慣行を行なっている。実際問題として、日本でごく普通の虫が一匹でも発見されれば花の出荷は却下されるのである。

理論上では、「許容度ゼロ」はガット・ウルグアイ・ラウンド協定の SPS の章を基本にして、有害と考慮される虫に適用されるべきものである。1996年に、日本の植物検疫法に危険度評価の章が追加された。実際のところ、日本政府は依然として病害虫と無害虫の区別を十分かつ応用的に行っていないので、この改正は切花の輸入に対して何ら効果を上げていない。例えば、アザミウマやアブラムシなどの虫は日本ではごく一般的な虫であるが、新しい非検疫害虫のリストに記載されていない。これらの虫は出荷停止原因の 80~90% を占めている。

日本の国際空港のインフラストラクチャーもかなりの改善が求められている。燻蒸、冷房、倉庫などのコストは世界で最も高いレベルにあるが、これは空港設備サービスを提供している企業間に事実上の競争がない事が一因である。設備は非常に混雑しており、迅速に出荷を捌くには不十分である。到着後、検査や通関に回されるまでに 3~5 時間かかる事が多く、これによって日本への切花輸入ビジネスに不必要なコストが加わってしまう。

検査スケジュールを拡充したり、植物検疫検査官を増員したりして、空港の検査手続きを改善しようとする最近の試みを EBC は喜ばしく思っており、この方向で進んでいくよう日本政府に対して求める。最終的には、予め検査された花を通関手続地において再検査する現在の方式が、任意抽出検査システムに代わることを望む。

最後に、植物に対する輸入税は 3.7% となっているが、これは日本への切花輸入コストをさらに高めている。EBC としては日本政府にこの輸入税の撤廃を要請する。

For more information, contact:

Mr. Jerome Partos
Chair, Food Committee
(General Manager, SCETI)

C/O SCETI
DF Bldg. 2-2-8 Minami Aoyama,
Minato-ku, Tokyo
〒107-0062 JAPAN
Phone 03-3403-3122
Fax 03-3403-6059

食品

欧州は日本の輸入食品市場において十分に存在感を示しているとは言えない。外国の食品生産者が製品を日本市場に紹介するのが困難にしているのは、高い税率、通関における煩わしい手続き、不適當な製品定義法、差別的な規制環境などである。EBC 食品委員会は日本政府に対して、欧州からの食品輸入の入手を妨げている関税障壁および非関税障壁を撤廃するよう求める。最終的にはこれが最も日本の消費者のためになり、競争力のある価格の高級品の入手が高まるという恩恵にあやかれるのである。

問題点：



- **関税** — 輸入割当てと高い税率が欧州の食品の入手を制限しており、日本の消費者に対する食品コストを引き上げている。

提言：食品の税率を引き下げる。これによって日本の消費者は、価格が国際的に競争力がある、幅広い製品を入手できるようになる。

- **有機食品規制** — 有機食品に関する新しい法律が近いうちに導入され、「日本の有機証明書」の特定が規制される。しかしながら、提案されているこの法律が、1992年から有機食品の生産や表示に関する厳しい基準を定めている欧州の規格に相当するものかどうかは明確でない。日本での有機表示を輸入食品が得るのは難しいのではないかと EBC は懸念している。

提言：

1. EUで有機と認可された製品が、日本において追加のコストや手続きなしに、自動的に新たな有機表示ができるようにする。
2. 日本の表示は明確かつ厳格で、適法なものでなくてはならず、生産とは厳密に分けるべきである。生産者組合が表示を交付するとなると、濫用の可能性が大きい。実際、この新法が欧州の有機食品を差別するのではないかと EBC は懸念する。
3. この新法が効果的かつ非差別的に履行されるよう、日本政府は欧州の関係者と建設的な対話を行う。

背景：

EBC Food Committee Member Companies

Arcane
Copenhagen Pectin Factory
Cultor Food Science
Danisco Ingredients Japan
Denmark Protein
DMV Japan
Finland House
Food From Britain
Fromageries Bel
GEO Wehry International
German Wine Information
Japan Europe Trading Co.
Marie Brizard Japon
Mirceb
MD Foods Ingredients (Japan)
Nippon ESS Food
Nippon Lever
Perrier Japon
Roquette Japan
Royal Greenland Japan
SCETI
SOPEXA
Sorinter Corporation

概要

日本の食品規制は透明性と明瞭性に欠けている。食品輸入業者が製品へのアクセスを得るためにどのような手続きを行えばよいのかという事を知るのが困難となっている。日本の食品生産、取引、流通は日本政府によって厳格に規制されており、農林水産省（食品政策）、大蔵省（輸入税）、厚生省（表示、成分）などが関与している。食品産業組合も食品政策の形成において影響力のある役割を担っているが、この政策は外国の食品生産者や日本の消費者にとっては不利益になる事が多い。

製品の定義と表示

紛らわしい製品の定義や表示の基準のせいで、日本の消費者が自分たちの買っている製品について常にすべてを知っているわけではないという事が懸念される。その例として挙げられるのは、ミネラル・ウォーターの瓶詰めと表示である。日本では、加工された水であって、実際にはまったく「ナチュラル」でない製品でも「ナチュラル・ウォーター」と表示できる。欧州では「ナチュラル・ウォーター」（再加工されていない水）や「ミネラル・ウォーター」（承認された薬効成分を含んでいる非加工水）の瓶詰めと販売について規制した厳しい法律がある。消費者は購入する製品を決める際に、製品の定義や表示に関する厳しい規格を頼りにしているのである。

有機食品規制

有機食品は日本においてかなり伸びる可能性を秘めている。欧州の有機食品は長年にわたる高い基準と品質の歴史を誇っているので、欧州の生産者はこうした見通しに大きな関心を寄せている。しかしながら、もし生産者組合が表示の交付や欧州からの輸入食品に対する差別を行なうのであれば、「日本の有機証明書」の適用を規制するために提案されている新法が生産者組合によって濫用されてしまうのではないかという事を EBC は懸念している。欧州からの輸入食品は生育状況や許容成分を定めた厳しい欧州の規格をすでに固守しているのである。有機表示の交付は生産とは厳格に独立したものでなくてはならず、欧州の慣行と一致し、透明性のある非差別的なやり方で適用されるべきである。

遺伝子組換え有機体

遺伝子組換え有機体（GMOs）はここ数年にわたって日本で大きな問題となっており、日本政府は遺伝子組換え食品の輸入についてはかなり強硬路線をとっている。しかしながら、醤油をつくるのに使われる大豆など一般的な輸入品が長年にわたって遺伝子組換えされているという事実によって、こうした姿勢は加減されている。

GMOs の利点や危険性等の適切な情報を日本国民に提供し、消費者が十分な知識を持って購入する食品を決める手助けをする責任が日本政府にある。

通関手続地と食品規制の差別的な適用

日本の税関によって検査される輸入食品には、厚生省が国産品を検査する際に用いる方法よりも厳しいテストが課される事が多い。この慣行は差別的であるだけでなく、意義のある首尾一貫したやり方で消費者を保護していない。EBC は日本の税関における検査手続きや設備についても懸念している。煩わしい製品検査手続きによって輸送貨物の商品的価値が傷つく事が多い。日本の空港の設備はここ数年で改善されつつあるものの、大量の生鮮品を取扱うには依然として不適切である。

For more information, contact:

Mr. Paul R. Finch
Chair, Liquor Committee
(Executive Vice President, Allied Domecq)

C/O Allied Domecq Spirits & Wine (Overseas) Ltd.
9th Floor, Kioicho Building
3-12 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo
〒102-0094 JAPAN
Phone 03-3261-1461
Fax 03-3261-1462

酒類

1996年に出された世界貿易機関（WTO）の裁定に従って、日本政府はここ 2年間でウイスキーやブランデーなどの酒税を大幅に引き下げた。EBC 酒類委員会や欧州蒸留酒製造者協会の長年にわたる精力的なロビー活動は報われたわけである。EBC は市場へのアクセスを改善しようと努めている日本政府を心から支援すると共に、以下に述べるような分野でのさらなる進展が見られる事を期待している。

問題点：



- **製品の定義** — 日本ではアルコール飲料の定義基準が非常に曖昧である。日本でウイスキーとカリキュールと呼ばれている製品の多くは、欧州ならばそのような名称の使用は認められないであろう。日本の製造業者は、地理的な表示のついている製品も含めて、国際的に受け入れられている製品仕様を満たしていない安価な製品を市場に出せるのである。これは日本の消費者を迷わすものである。

提言： 日本における製品の定義は、EU や米国で定められ、国際ワイン・スピリッツ連盟によって是認されている国際的な仕様に適合するものでなくてはならない。

- **小売免許** — 酒類の卸売り免許は何種類もあり、酒類のメーカーまたは輸入業者が運営する営業所もそれぞれに別の免許が必要とされている。日本政府は小売環境の規制緩和を進めたいという意志を示しているが、その方法や時期はまだ明らかにされていない。

提言： EBC は日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、事業を行なうために必要とされる免許の数の削減、ならびに改革の実行に向けてのわかりやすい時間枠の設定を求める。

- **関税** — 酒税の改革にもかかわらず、欧州から輸入される酒類にとって関税は依然として大きな障害となっている。

提言： 意義のある首尾一貫したやり方で税率を引き下げ続けることによって、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力すべきである。

背景：

EBC Liquor Committee Member Companies

Allied Domecq Spirits and Wine (Overseas)
Arran Japan
BB & R Japan
Heineken Japan
Jardine Wines & Spirits
Kirin Seagram
Nippon Hellenika
Pernod Ricard Japan
Remy Japon

日本の酒類市場

日本の蒸留酒市場は世界最大規模を誇っており、年間に約1億ケース（9億リットル）が販売されている。

焼酎は蒸留酒市場の約 80% を占めており、残りはほとんどウイスキーとブランデーである。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に減少したが、ウイスキーやウォッカのような輸入蒸留酒の市場占有率にはほとんど変化が見られていない。

日本のワイン市場は 1997年後半から 1998年にかけてブームとなった。赤ワインが心臓病の予防に効くというような記事を日本のメディアが掲載した事もあって、消費量は著しく増加した。この需要増に応えるため、1998年の輸入量は前年の約 3倍となった。しかしながら、その後の販売は減速し、それに合わせて輸入も減っている。輸入酒類の分野で市場占有率が 50% を超えているのはワインだけである。

概して、日本のワイン輸入に関する見通しは依然として明るい。ワインに対する消費者の関心は急激に高まっており、食事の時にワインを飲む日本人の数は増えている。供給者側にとっては、適正な価格のワインが幅広く登場してきた事、小売の規制緩和、品質管理の向上などがすべて市場環境の改善に貢献している。

税制改革

日本の酒税法は過去50年以上にわたって輸入蒸留酒を差別的に扱ってきた。GATT 委員会は 1987年にこの慣行を否とする裁定を行なったが、結局はわずかな改善しか見られなかった。EU、カナダ、米国はこの問題を WTO に委ねたところ、1996年に WTO は申し立てを支持した。その結果、日本は輸入ウイスキーやブランデーと国産焼酎との酒税格差を過去 2年間で 600% から僅か 3% へと縮小した。ジンやウォッカなどについては、税制上の差別が完全に消滅する予定である。

酒税改革は産業全体の状況を大きく変えている。焼酎愛飲家を取り戻すため、ほとんどの企業が節税分を消費者に回している。その結果、日本の蒸留酒市場は世界で最も高いマーケットの一つから 18ヶ月足らずの間に世界で最も安いマーケットの一つになった。

皮肉なことに、税制改革は輸入酒類の市場占有率に大きな影響を及ぼしていない。国産の安価なウイスキーだけが伸びている。日本における長期的な将来を持っている輸入ウイスキーにとっては、消費者の需要を刺激し、独特なイメージ、キャラクター、伝統を開拓するためにさらなる努力が求められている。

製品の定義

日本市場における欧州のブランド・イメージ展開にとって重要なポイントの一つは、ブランデー、ジン、ウォッカ、ウイスキーのように国際的に取引されている蒸留酒の主要なカテゴリーの意義ある総称定義を確立する事である。現在、日本における蒸留酒の製品定義基準は非常に曖昧である。このため、日本の製造業者は国際的な製品定義基準に従っていないような製品を販売する事によって、生産コストを下げる事ができるのである。また、ボルドー・ワイン、スコッチ・ウイスキー、コニャックなどのように地理的な表示のついた欧州の酒類を認識・保護する手立てを日本が何もしない事を EBC は懸念している。実際に販売されている製品とまったく関係のない表示であっても、日本の生産者は欧州の地理的な表示をつけて製品を売る事が許されているのである。結果として、これは日本の消費者を迷わすものであり、欧州酒類の輸入市場の発展を著しく妨げるものとなる。

金融

サービス

資産運用
銀行業務
保険
証券

For more information, contact:

Mr. Martin Porter
Chair, Asset Management Committee
(President, Jardine Fleming Investment Trust and
Advisory Company Limited)

C/O Jardine Fleming Investment Trust &
Advisory Company Limited
Yamato Seimei Bldg. 6th Floor
1-1-7 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-0011 JAPAN
Phone 03-3597-0545
Fax 03-3503-0544

資産運用

ここ数年、投資顧問会社の日本の投資マーケットへのアクセスは非常に改善された。年金資産運用の規制は大幅に緩和され、日本政府は来年の始めにも確定拠出型年金制度の導入を計画している。EBC 資産運用委員会は、資産運用サービスの専門家が市場に自由にアクセスできるということが受益者にとり最大の利益に繋がるものと考えており、この展開を歓迎するものである。

問題点：



- **年金改革** — 日本の年金システムは問題を抱えている。経済の停滞、不適切な基金運用、高齢化社会等が年金債務を増大させている。将来、年金受給者の生活を確実に保証するために、日本政府は現行システムの補完として確定拠出型年金制度の導入を検討している。この制度を導入し、将来の年金生活をより一層個人の手ゆだねるという日本政府の趣旨を、EBC はおおいに歓迎するものである。

提言： 日本の確定拠出型年金制度の年金料は、退職後に個人にとって適切な蓄えとなるのに十分な高レベルに設定すべきである。更に投資顧問会社には、郵政省の簡保資金を含め、確定拠出型年金基金への全面的アクセスが与えられるべきである。何故なら、歴史的にも年金基金のプロの方が企業内での管理よりも上手く運用することが出来るので、受益者にとって大きな利益に繋がるからである。

- **マーケットアクセス** — 投資顧問会社が日本で最初に年金基金の資金運用を認められた 1990年以來、ペンション・ファンド市場及びミューチュアル・ファンド市場へのアクセスはかなり改善された。しかし資産運用の完全な規制緩和は未だ達成されていない。

提言： EBC は資産運用のエキスパートに対する市場参入規制の撤廃を提案する。これは受益者の最大の利益に繋がるものであるからである。共済年金の 40% のみ外部の運用に任せる事が出来る、又は運用のための資金供給先の変更に政府の許可が必要、等の年金組合及び共済組合に対する現存の規制は廃止されるべきである。

背景：

日本の資産運用

1990年までは日本の年金資金の運用は信託銀行及び生命保険のみに制限されていたが、次第にその規制が緩和され、今では投資顧問会社（IACs）は適格退職年金基金（1997年）及び従業員年金基金（1998年）を含めて全ての投資基金へ参入することが出来るようになった。1999年4月発効の改正により今では移管も可能である。

残念なことに投資顧問会社にとり（それぞれ所管の省庁によって個々に管理されている公的年金制度である）共済組合基金の運用に関してそのアクセスは未だ限定されている。つまり総資産の40%のみ外部の運用が許されている状況である。共済組合基金の資産は未だ所謂5-3-3-2ルールの対象であり、これがポートフォリオの配分決定に際し運用専門家の能力を削ぐことになっている。共済組合基金の資産配分がこのルールに外れて変更される場合は未だに政府の許可が必要である。

又、投資顧問会社は郵貯及び簡保による郵政省所管の基金を運用することは出来ない。日本政府の財政投融资（FILP）最大の資金供給源であるという事実がこの巨大な資金運用へのアクセスを複雑にしている。FILPは、ほとんどが公共事業プロジェクトの原資として政府予算外の財政的、政策的事業に使われる。しかしこれら財政政策上の事業を完成させることは、基金運用の面から見ると非能率的である。公共事業の原資として郵政基金が担う役割を含め、FILPを改革することは政治的に慎重さを有するので簡単には解決しない事案である。

しかし、投資顧問会社にとって市場アクセスの改善は受益者の最大の利益であるということ強調したい。歴史的にも資産運用の専門家は投資に対して利益率のよい運用が出来るからである。

年金改革

日本の年金システムの性格付けは長い間、不適切な資産配分、複雑な規制の枠、基金運用におけるもたれ合いであった。社会が高齢化し、経済不況からの脱出にむけて闘う中で、このような構造的欠陥が次第に明らかになってきている。日本政府は状況の深刻さを認識し、年金改革を政治的事案のトップに上げている。

日本政府は現行確定給付制度を補完するものとして、確定拠出年金制度導入に向けて法整備を準備している。確定拠出年金制度の下では、個人は自らの退職後の生活の保証のために積極的な役割を担うことになる。年金基金とミューチュアル・ファンドの資金は、ミューチュアル・ファンド商品を、年金を土台にした資産と交換売買することにより、新しい機会が生まれるよう融合されるであろう。この変更については来年初頭の実現に向けて計画が進んでいる。

EBCは日本の年金改革を支援するとともに、欧州の経験を喜んで提供する。現行システムが持続可能ではないことは明らかであり、もし日本の年金システムが個人に退職後の適切な生活を保証し続けたいならば、抜本的改革が必要である。

EBC Asset Management Committee Member Companies

Baring Asset Management (Japan)
Commerz International Capital Management (Japan)
Credit Lyonnais International
Deutsche Morgan Grenfell Asset Management (Japan)
Dresdner RCM Global Investors Japan
Indosuez Asset Management (Japan)
Jardine Fleming Investment Trust & Advisory Co.
Lazard Japan Asset Management
Mercury Asset Management Japan
NatWest Gartmore Investment Management
Paribas Asset Management Japan
Pictet Asset Management (Japan)
Rothschild Asset Management (Japan)
Schroders Investment Management (Japan)

For more information, contact:

Mr. Robert Stenram
Chair, Banking Committee
(Executive VP, Swedbank)

C/O Swedbank
Sweden Center Building
6-11-9 Roppongi, Minato-ku, Tokyo
〒106-0032 JAPAN
Phone 03-5474-6041
Fax 03-5474-6044

銀行業務

日本の金融システムは大変革の真最中にある。金融改革の実施は産業の顔を変えつつある。金融機関は過去を背後に捨てざるよう努力し、将来、有利になるようにリストラを断行している。EBC 銀行業務委員会としては日本政府の金融改革への取り組みを大変歓迎するところであるが、未だグローバルマーケットで日本の競争力を削ぐような点が数多くある。

問題点：



- **金融改革** — EBCは日本政府の金融改革の試みの背景にある原則を支援する。日本の銀行業界を救うために公的資金を投入し、金融監督庁（FSA）を創設したのは正しい方向である。これらの改革は一般的により結果を生み出しているが、規制環境の中で透明性と一貫性に欠けていることが銀行業界の身動きが取れない状況を作り出している。

提言： 金融改革を効率よく行うために重要なことは、金融サービス供給者と消費者双方の利益にバランスがとれるような政策を透明かつ一貫した方法で実行していくことである。金融機関は自社のオペレーションを適切に変更していくために、新しい規制環境についての情報をタイムリーに手に入れなければならない。これは、ある種の銀行オペレーションを人為的に切り離すファイアー・ウォール・ルールを巡って新しい金融監督庁と論議しなければならない統一欧州の銀行業界にとって特に大きな関心事である。

- **金融業界の情報開示における透明性** — 日本の金融システムが直面している最も厳しい問題点の一つは不良債権残存と、それを覆い隠す不透明な会計慣行である。金融業界に透明性を推し進めることが急務である。不適切な情報開示及び金融会計慣行は金融システムにおける信頼性を蝕むものである。

提言： 金融業界の透明性を高めるべきである。会計及び情報開示慣行は可能な限り、国際基準に基づき、特に現在の資産高と負債高の情報開示はマーケット価格で表記すべきである。

背景：

EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO Bank
Banca Commerciale Italiana
Banco Santander Central Hispano
Bank Austria Creditanstalt
Bank Bruxelles Lambert
Banque Nationale de Paris
Barclays Bank
Commerzbank
Credit Lyonnais
ING Bank
MeritaNordbanken
Sanpaolo-IMI
Standard Chartered Bank
Swedbank
Westdeutsche Landesbank

日本の銀行業界における外資系の存在

日本で最初に外資系銀行が活躍したのは江戸時代の終わりであった。第二次世界大戦後、外資系銀行は日本の外国との金融取引で指導的役割を担った。しかし欧州系銀行が日本の市場に参入したのは 1970年代から 1980年代初め、金融サービスのグローバル化が世界を駆け巡った時期であった。概して、日本における外資系銀行の存在は日本の金融市場の発展と国際化に寄与してきたのである。

日本における外資系銀行の業務の殆どは大口金融に集中しており、規模としては駐在員事務所から大会社までである。

金融システム改革

ここ数年、日本政府は金融制度の大規模整備に取り組んでいる。よく言われる日本の金融「ビッグ・バン」である。この一連の法改正、規制緩和、公的資金の投入等は不良債権と経済不振により弱体化した分野にとっては朗報であった。

最もポジティブな変化は、以前は大蔵省管轄であった金融制度の検査及び規制に関する権限を有する、金融監督庁（FSA）の創設である。FSAは、金融機関に情報開示や規制のガイドラインを順守させるという点において、当初の予想以上に効率的であることが判明している。去年 FSA は検査の質と効率を高めるために検査官を増員した。しかしながら、欧米に比べて未だその数はかなり少ないと思われる。

改革の余地

EBC は銀行業会における金融規制の一貫性のない適用を案じている。例えば、日本の地銀は国際決済銀行（BIS）の定める自己資本比率指令に従う必要がないのである。

日本で業務を行う欧州の銀行がより直接的に懸念するのは新しい規制体制の中での透明性の欠如である。新しい規制体制に向けて適切な準備が行えるように、金融機関は金融当局が望んでいることを明確に把握しなければならない。これはここ数年、金融機関が業務の方法を的確に変更していくために必要な情報を、FSA から充分に得ることができなかったことにより、その不透明性が証明された。EBC としては、現在問題になっていることについて FSA から金融機関に書面でコメントを得られるというような、アメリカの「no-action-letter」に似たシステムの導入が望ましいと考える。このような一連の慣例は現存ルールの補完のため又透明性の確保のため有効であろう。

もし日本がグローバル金融センターの仲間入りをするなら、「ビッグ・バン」のコンセプトに再度立ち戻らなければならないだろう。そして金融業界の規制緩和を意味のある、一貫したやりかたで推し進めなければならないだろう。欧州では規制緩和と競争を推し進めた結果、いくつかの金融センターは活性化したが、他の金融センターは厳しい規制環境に苦しんだという経緯がある。EBC 銀行委員会は、日本が金融改革を続行していくにあたり、欧州の金融業界における規制緩和の経験が参考になればと望むものである。

For more information, contact:

Mr. T.J. Brown
Chair, Insurance Committee
(President, Lloyd's Japan)

C/O Lloyd's Japan
Otemachi Financial Center, 17 Fl.
1-5-4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-0004 JAPAN
Phone 03-3215-5297
Fax 03-3215-5295

保険

日本の保険業界は規制環境により不利な条件下にある。日本の行政は、保険会社に対し、競争的な料率の革新的な商品を導入する余地を狭めている。これは金融部門の障壁を除去することを目標とする金融「ビック・バン」の精神に反するものである。EBC 保険委員会は、日本政府に対し、保険部門の詳細なマイクロ・レベルでの「操縦」に替えて、重要な財務健全性のマクロ・レベルの「監視」を導入することを勧める。これは、保険部門における競争環境を改善するのみならず、十分な消費者保護水準を維持するために役立つ。

問題点：



- **商品設計ならびに承認の規制緩和** — 日本の規制された商品承認手続きは、競争的な料率のイノベティブな商品の導入を妨げている。これは、消費者の利益にとって最適なものとはならない。

提言： 保険商品内容と料率について引き続き規制緩和を実施し、市場における真の競争を促進すべきである。保険市場の規制緩和の第一歩として「ファイル・アンド・ユース」制の申請手続きを導入することが一案と考える。

- **監督** — 契約者に対する責任を充足するため保険会社は、財政的に健全でなければならない。資産と負債が統一基準により評価されていないため、消費者は多くの場合販売されている保険商品の安全性を把握するのが困難である。消費者保護の適切な水準を確保するためには、ソルベンシー比率や資本充分性などの重要な財務データをマクロ・レベルで監視するのが重要である。

提言： 会計基準、情報開示慣行、ソルベンシー方式は国際基準と整合していなければならない。日本当局が推進するマイクロ・レベルの操縦を止め、ソルベンシー比率や資本充分制などの重要な財務データをマクロ・レベルで監視する監督に移行することが望ましい。

背景：

日本の保険市場

日本の保険市場は世界第二の市場であり、外資系保険会社のシェアは他先進国と比較してかなり低い。

高いレベルでの官僚の裁量的関与、業界の馴れ合い体質や外国の競争からの保護が長い間日本の保険部門を特徴付けてきた。保険商品内容と料率の規制には、大蔵省はかなりの程度裁量統制を実施し、保険会社もマーケット・プールの利用を通じ、業界慣行を設置するため大きな影響力を発揮した。これにより、商品の差別化、競争力のある料率や十分な消費者保護が不足することになった。

規制改革

日本の金融システム全体の競争を高めるための日本政府の取り組みから、保険部門も外されてはいない。保険会社は、料率算定協会の設定したタリフ料率を使用する義務から開放され、新商品の「届け出原則」の範囲も広まり、今まで立ち入り禁止と思われていた区域にも業務を拡大することが認められ、日本の保険業法での外資系企業の別扱いはなくなった。これは賞賛すべきものであり、EBC も日本政府に対し引き続きこの方向で取り組むことを推奨する。

しかし、このような改革にもかかわらず、事態はあまり変化していない。料率算定協会は依然料率に相当な影響力を持っており、監督当局も約款文言や認可に対し厳しい統制を維持している。EBC は、日本政府に対し、不必要な認可手続きを撤廃し、各社に独自のリスク経験や支出データに基づいた料率を認めることにより、商品開発環境における規制緩和を進めることを強く望むものである。これは、より競争のある環境を作り、究極的には、消費者の利益にもつながる。

その他の問題

日本の保険業界は、保険会社が財務的責任を果たせなくなったときに契約者を保護する目的で契約者保護ファンドを設置した。原則として、EBC は、事業を健全に運営した保険会社は他保険会社の失敗の代償を負うべきではないと考える。特に、監督当局によるより適切な監督により問題が防止できていればなおのことである。消費者保護を確保する最も有効な手段は、マイクロ・レベルでの「操縦」に替わりマクロ・レベルのソルベンシー比率、資本充分性、会計原則やマーケティング手法の「監視」に移行することであると信ずる。これは、個々の会社に顧客に対する説明責任を負わせることを通じて、企業統治を推進することとなる。

EBC は保険業界における高いレベルでの準政府的関与にも懸念を示すものである。その代表例が簡易保険や住宅金融公庫であり、これらは政府保証のもと、市場で活動しており、民間セクターに対する制約を受けていない。そのような政府関与は保険業界内での自由競争を妨げることから不必要であると考えられる。

EBC Insurance Committee Member Companies

Allianz Fire and Marine Insurance Japan
Assicurazioni Generali
AXA Non-Life
AXA Life Japan
Cologne Re Tokyo
CGU International Insurance
Eagle Star Insurance
GAN
Gerling Allgemeine
ING Life
Jardine Insurance Agency
J & H Marsh & McLennan Japan
Lloyd's Japan
Royal Exchange Insurance
Royal & Sun Alliance
SCOR
Skandia
Swiss Re
Willis Corroon Japan
Zurich Insurance Co.

For more information, contact:

Mr. Rike Wootten
Chair, Securities Committee
(Branch Manager, ING Baring Securities)

C/O ING Baring Securities (Japan) Ltd.
New Otani Garden Court
4-1 Kioi-cho, Chiyodaku, Tokyo
〒102-8566 JAPAN
Phone 03-5210-1500
Fax 03-5210-1760

証券

日本版金融「ビッグバン」の成果はこれまでのところまちまちである。EBC 証券委員会は金融セクター改革に関する基本原則を歓迎しているものの、世界市場における日本の競争力を阻む問題点は依然残っている。

問題点：



- **第 65 条（ファイアウォール）の削除** — 証券取引法第 65 条では銀行と証券の相互参入を禁止しているが、EBC ではファイアウォールの存在は「ビッグバン」の精神と矛盾していると考えている。欧州系証券会社は大半が銀行グループに属しているため、こうした業務隔壁の影響を特に強く受けている。日本の証券取引法のモデルであった米国のグラス・スティーガル法（1933年に制定）は最近、廃止されている。

提言：EBC は日本政府に対し、金融システム内のあらゆる障壁（第 65 条を含む）を最終的に排除し、銀行業と証券業の経営を一つの総合業務として認める方向で努力するよう要請する。

- **規制の透明性** — 金融関連の規制が不透明なことが依然、日本の金融システム改革の最大の障害となっている。金融規制当局の姿勢が一貫性を欠いているため、証券会社は新しい規制環境に十分備えることができず、また証券業界に対する国民の信頼感が損なわれている。

提言：新たな規制は明確、かつ一貫した原則に則って運用する必要がある。証券会社が懸念する問題点に関し、書面による説明を求められる “no-action letter” 方式の制度の確立を望む。それによって、既存の規制を補完し、明確化することができるだろう。

- **金融機関の情報開示に関する透明性** — 日本の財務会計方針は依然、一貫性がなく曖昧で、時価会計は適用されていない。不適切な情報開示と会計慣行は日本の金融システムに対する信頼感を損ね、海外からの投資資金流入の妨げになる。

提言：日本政府に対し、国際会計基準、ならびに情報開示基準（特に現行の資産と市場価格での負債の情報開示について）を採用するよう求めたい。

背景：

日本の証券セクターにおける外資系の地位

外資系証券会社はここ数年間、日本株市場におけるシェアを著しく拡大しており、東京証券取引所の売買高の半分近くを占めることもある。

日本で事業を展開している欧州系証券会社は、債券、株式およびデリバティブの自己売買と委託売買を中心に大半の証券業務に従事しているが、日本株の仲介、あるいはデリバティブ取り引きといった1-2の分野に特化する例もみられる。多くの欧州系証券界社は、自国ではより大きな銀行グループの一員である。日本では、銀行が証券業を行うこと、また証券会社が銀行業を行うことを禁止しているため、これは日本における新たな運営上の挑戦をもたらしている。

金融システム改革

日本政府は国内金融システムの大規模な改革の実施に取り組んできた。日本版「ビッグバン」としばしば呼ばれる法改正、規制緩和、および公的資金の投入等の一連の措置を金融界全体が歓迎している。

歓迎すべき変化の1つが、従来大蔵省の業務であった金融システムの検査、規制を行う金融監督庁（FSA）の創設である。FSAの設立により、EBCが不可欠と考えている金融セクターに対する規制の透明性が増している。

EBCは金融システム改革全般の目的を大いに支持しているものの、実施面ではまだ不十分な点が多い。曖昧な規制をめぐって様々な解釈が出現し、また、明確で拘束力のある指導の実施に規制当局が消極的であるため、証券会社が法令遵守、会計監査、財務報告、および手続きの改正に関する新条件を満たすことは極めて困難である。

規制の改革は明確、かつ一貫した方法で行われる必要がある。金融機関は規制改革に適應するために何が期待され、何をすべきかを明確に知る必要がある。不透明な規制環境は、証券業界の信頼性を傷つけ、金融システム全体に対する信頼を損ねることになる。

今後の展望

EBCは創業間もない企業の株式を取り引きする新証券取引所の創設計画を歓迎している。日本では歴史的に、こうした小規模企業が事業の成長、ならびに財務運営を進めるために十分な資金を獲得することは極めて困難だった。

しかし、日本が世界の金融センターになることに全力を傾けるのであれば、政府は「ビッグバン」の原則に立ち返り、明確な目的をもった一貫した方法で金融セクターの規制緩和を引き続き実施する必要がある。

言い換えれば、金融セクター内の隔壁排除、規制面の透明性拡大、ならびに国際会計基準と情報開示慣行の採用等の課題に対処する必要があるということである。

EBC Securities Committee Member Companies

ABN AMRO Securities
Bank Brussels Lambert
Barclays Capital Japan
BNP Securities
HVB Capital Asia
Cazenove & Co.
Commerz Securities
Credit Lyonnais Securities
CS First Boston Securities
CCF Elysees Securities
CDC Marches
Deutsche Securities
DG Securities
Dresdner Kleinwort Benson
HSBC Securities Japan
Indosuez W.I. Carr Securities
ING Baring Securities (Japan)
Jardine Fleming Securities
Greenwich Natwest Securities
Paribas Capital Markets
Schroders Japan
Société Générale Securities
Warburg Dillon Read (Japan)
West LB Securities
Rabobank

医療・衛生

動物用医薬品
診断薬
医療機器
医薬品

For more information, contact:

Dr. Alfred Amend
Chair, Animal Health Committee
(Division Manager, Bayer Limited)

C/O Bayer Limited
Animal Health Division
4-10-8, Takanawa, Minato-ku,
Tokyo
〒108-857 JAPAN
Phone 03-3280-9790
Fax 03-3280-9799

動物用医薬品

外資系動物用医薬品製造会社は、日本の市場で重要な役割を果たしてきた。しかしながら、依然として、煩雑な製品承認手続きのために、日本の畜産業界、獣医師達そしてコンパニオンアニマルの飼い主達が、革新的な新製品を手に入れにくい状態にあり、これはまた、不必要なコストを製造者・消費者双方にかける結果になっている。EBC 動物用医薬品委員会は、日本政府に規制緩和と国際的な基準の調和に向けての、更なる努力を要請したく、以下を提唱する。

問題点：



- **国際的な基準の調和** — 世界の動物用医薬品業界は、『動物用医薬品の承認基準の国際的調和に関する国際協力』（VICH）のフォーラムなどを通じて、規制の調和の方向に動いている。EBC は、これが日本における製品承認手続きをめぐる規制上の環境を改善し、新製品を上市する費用を軽減することを希望する。

提言： EBC は日本政府が、日本の慣行を国際的に容認された基準に調和させるために払っている努力を称賛する。しかし、改革のペースを速め、政策立案担当者と諸問題を討議する機会が与えられることを希望する。

- **規制緩和** — 規制の多い製品承認手続きが、新製品を上市するために必要な時間と費用を、大幅に増している。これは、製造者・消費者双方にかかる費用を増し、消費者が革新的な新動物用医薬品を速やかに手に入れることを阻んでいる。

提言：

1. 新製品承認手続きに求められている資料で、国際的慣行や指針に照らして適切、あるいは現状に合っているとは認められないものは廃止されるべきである。
2. 製品評価の科学的基準は、改善されるべきであり、また、摘出組織を用いる試験などの、時代に合わないテストは廃止されるべきである。
3. 承認済みの製品の軽微な変更は、事項変更手続きに費やす時間と労力を必要としない、届け出方式にて許可されるべきである。

背景：

EBC Animal Health Committee Member Companies

Bayer
Intervet
Janssen-Cilag
Meril Japan
Novartis Agro
Roche Vitamin Japan

動物用医薬品業界

欧州の動物用医薬品会社は、動物の疾病治療と予防、および健康増進用の製品の研究・製造・販売において業界のリーダーである。これらの製品は、ペットの健康を保ち、あるいは、畜産動物の効率的な生産を促進し、食物の安全性を最大限に確保することによって、我々の生活向上に重要な貢献をしている。

動物用医薬品は、徹底した研究と、安全性・品質・有効性に特に重点をおいた技術革新の成果である。莫大な時間、労力そして資金が、新製品の開発に投入されている。このような状況下にあつて、新製品承認をとりまく規制上の環境が、新製品を市場へもたらそうと努めている企業に、不必要な追加費用をかけることのないことが肝要である。

下降市場状況によるプレッシャー

小動物部門での利益をもってしても、ここ数年間の日本市場での動物用医薬品事業のかなりな後退を埋め合わせることはできなかった。その結果、動物用医薬品会社はコスト増とマージン減に直面している。この上、更に高額な承認関連費用と承認遅滞の重荷を負うことはできない。

規制上の環境

動物用医薬品は、薬事法の管理下にあり、農林水産省によって審査され承認される。いくつかの規制上、および構造的障害が、新製品を市場に導入するための時間と労力、および資金を増大させている。農林水産省は、製品承認申請を適切な時間内に処理するのが困難であるように思われる。外国、特に欧州連合内では、時代に合わない承認手続きは簡素化された。しかし、日本では、承認手続きに要する高額な費用と承認遅滞のために、新製品の上市はいまだに難しい状態である。

EBC は、特に、既に承認された製品の軽微な変更承認に関しての規制環境を憂慮している。承認済みの製品の些細な変更さえ、現在は、時間と労力のかかる事項変更手続きによって処理されている。この手続きは、軽微な変更は全ての責任補償を含めて製造者の責任にあるとする国際的慣行と相容れないものである。軽微な変更の承認手続きは、製造者が監督官庁にその変更を届け出れば許可される制度に変えられるべきである。

日本では、規制に関する問題が引き続きある中で、近年は、日本の基準を国際的に最善の慣行に一致させようとする動きに進展がみられた。EBCは、このような動きを歓迎するものであり、日本政府が、この方向で引き続き努力されることを要望する。とりわけ、EBCは、諸規制に関しての更なる透明性、製品承認申請のより効率的な処理、画一的でない申請受理方法、国際的な基準との更なる調和を望みたい。

その他の問題

農林水産省は、ワクチンと飼料添加物の国家検定を簡略化することを検討してきた。現行の製造物責任法では、製品の安全性と有効性は最終的には、製造者に帰することになっているのであるから、この法定試験は形骸化している。現行の制度は、義務的検査を伴わない出荷許可制に改められるべきであり、EBC はこの改革が早急に実行に移されることを希望するものである。

For more information, contact:

Dr. Jean-Cario Marchio
Chair, Medical Diagnostics Committee
(President, CIS Diagnostic K.K.)

C/O CIS Diagnostic K.K.
Head Office
1-8-5 Ohsaku, Sakura-shi, Chiba
〒285-0802 JAPAN
Phone 043-498-2031
Fax 043-498-2009

診断薬

体外用診断薬は予防医学、疾病診断及び治療モニタリング等において経済的効果をもたらす重要役割を果たしている。日本政府が医療費削減の方法を模索し続けており、今こそEBC 診断薬委員会として日本政府に対して、診断薬が医療にとって非常に重要な貢献をすることを認識させる絶好の機会である。

問題点：



- **認識** — 厚生省は体外用診断薬が健康管理において果たす役割を評価していないように思われる。日本の法制度においては体外用診断薬は医薬品として扱われているために、他の分野においては要求されないような特別な認可が必要とされる。

提言：EBC は日本政府に対して、当面は薬事法の枠組みの範囲内で体外用診断薬を医薬品から分離した形で独自の分類を設けるよう要請する。最終的には体外用診断薬は同法から完全に分離することが望ましい。これによって日本の分類がアメリカやEU諸国における現状に沿ったものとなる。

- **体外用診断薬の認可** — 厚生省は 6ヶ月という新しい体外用診断薬の審査期間を一貫して守れず、製品の上市の遅れは一般的となっている。このような事態は企業の費用負担を増大させ、かつ患者が疾病の発見、予防及びモニタリングにおける最先端の新しい技術開発の恩恵を被るため行われている企業努力を抑制することになる。

提言：EBC は日本政府に対して、リスクの低い体外用診断薬は届出制とし、承認の必要な体外用診断薬に関しても、新製品の認可手続きにおいて求められる規制面における負担が削減され、厚生省自ら確立した 6ヶ月の手続き期間が守られるよう要請する。EBC は「グッド・ビジネス・ガバナンス」の原則に基づく「ファイル・アンド・インフォーム」タイプの認可システムの導入を歓迎するものである。

- **国際規格とのハーモニゼーション** — グローバル・ハーモニゼーション・タスク・フォース及びインターナショナル・コンフェレンス・オン・ハーモニゼーションの主導によりハーモニゼーションに関する活動が行われているが、体外用診断薬の問題についての特別な取り組みは行われていない。

提言：EBC は日本のハーモニゼーションに関する努力を支持し、日本政府に対してその体外用診断薬に関する規制を国際的な標準へ方向付けるよう要請する。

背景：

EBC Medical Diagnostics Committee Member Companies

Bayer Medical
bioMérieux Japan
CIS Diagnostics
Dade Behring
Dako Japan
Nippon Bio-Rad Laboratories
Nippon Roche Diagnostic
Organon Teknika
Ortho-Clinical Diagnostics
Sceti

医療保険制度における体外用診断薬の役割

診断用の試薬及び用具は、病院、検査センター、血液センター等において臨床検査のために利用されている。こうしたものはあらゆる医療保険制度において本質的なものであり、病気の予防、疾病の発見及び診断、モニタリング処置において欠くことのできないものである。診断薬の経済的な効果についてはよく知られるところであるが、ウイルス負荷テスト (viral load testing) 及び薬効モニタリング (drug efficacy monitoring) 等の技術は入院及び医薬品消費の削減により、コスト削減に通ずるものである。これらの効果は、医療保険面における費用削減の方法を模索する日本にとって素晴らしいきっかけとなるものである。

日本における体外用診断薬市場

日本における体外用診断薬市場（診断試薬及び用具を含む）は 1997年において 3,800 億円であり、日本の保健関係支出全体の 0.7% に当たる。この数字は工業国の国際的なアベレージと比肩できるものである。

医療保険の改革

健康管理部門の他の分野を通じ、日本政府は医療保険費を削減しようとしており、このことは体外用診断薬の関係各方面に深刻な影響を与えた。体外用診断薬の診療報酬額は一律に削減され、医療分野で診断関係の製品を利用するインセンティブが低下してしまった。このような日本の不適切な診療報酬制度により体外用診断薬の利用が歪められ、特殊な体外用診断薬メーカーが正しく活用されず、糖尿病、骨粗しょう症、結核に代表される一般的な疾病検査の有用性をも生かされていない現状になっていると考える。

製品の認可手続き

体外用診断薬の申請要件は日本においては非常に複雑である。最大の問題は、体外用診断薬は薬事法の下で、別個に分類されるのではなく、医薬品として分類されているという事実によって生じるものである。この分類によって、診断薬は厳しい検査、審査手続きの対象となっている。

1986年以降 EBC は在日米国商工会議所及び日本臨床検査薬協会と協力し新製品への審査手続きの規制による負荷の軽減、更には体外用診断薬の薬事法の下における分離分類を認めさせる方向で取り組みを続けてきた。関連団体によるロビー活動の結果、新製品の認可手続きにおいては、簡略化されたものも出てきている。

しかしながら、なすべきことは沢山ある。煩雑な認可手続きと検査機関における過大な作業負荷は製品認可の非常な遅れという結果になっている。結果として、日本の患者は HIV 等、検査技術が日進月歩で改革される領域における最先端の製品開発の恩恵を被ることができない。この認可の遅れはとりもなおさず体外用診断薬のコストを著しく引き上げることになり、価格の引き上げ、ひいては日本の医療保険制度全体の費用の上昇にもつながることになる。

結論

EBC は日本政府に対して、体外用診断薬が医療制度に果たす重要な貢献を認めるよう要請する。体外用診断薬はその有効活用が図られるならば、日本の医療保険費を削減する可能性を有するものである。しかしながら、これは上述した事項が適時に、一貫した形で実施される場合にのみ実現するものである。

For more information, contact:

Dr. Eugene H. Lee
Chair, Medical Equipment Committee
(President, Siemens-Asahi Medical
Technologies Ltd.)

C/O Siemens-Asahi Medical
Technologies Ltd.
3-20-14 Higashi-Gotanda,
Shinagawa-ku, Tokyo
〒141-0022 JAPAN
Phone 03-5423-8303
Fax 03-5423-8490

医療機器

先進諸国における保健医療システムは大きな転換点を迎えている。その背景としては、超高齢化社会、医療費の高騰、経済の低成長があげられる。超高齢化社会の到来により、求められる保健医療の内容が大きく変化しており、適切な保健医療のあり方の検討を求められている。また医療費の高騰は経済の低成長とあいまって保健医療への資源配分について根本的な改革を迫っている。日本においても保健医療の抜本改革として医療提供体制の見直し、医療保険精度運営の見直し、診療報酬体系の見直し、情報提供システムの充実などが進められている。EBC 医療機器委員会はこうした動きの中、質の高い医療機器の供給による日本の医療への貢献は勿論のこと、保健医療改革への協力並びに様々な提言を行ってきた。

問題点：



- **保険医療材料の保険適用手続き** — 厚生省は現行の保険適用手続きを、保険適用区分の細分化、手続きの透明化・迅速化を主目的とし見直しを進めている。EBC は他団体とともに数回厚生省と見直し内容について協議を重ねている。

提言： 医療機器のあり方について形態（機能分類の設定・見直し及び機能区分の見直し）と質量（価格算定）、時間（保険適用手続き）を総合的に判断すべきである。保険適用区分については特に A1、A2 区分についての明確化並びに保険適用手続きのタイムクロックの可能な限りの迅速化が必要である。

- **薬価制度の改革並びに新しい診療報酬体系の構築** — 厚生省は医療費削減を目的として保険医療材料の機能別分類の見直し、R幅の見直し、附帯的サービスの明確化並びに診療報酬の支払方式として定額払い制の導入を検討し進めている。EBC は他団体とともに厚生省と数回協議を重ね中央社会保険医療協議会において他団体と共同して意見陳述を行った。

提言： 機能別分類の見直しについては臨床上、医療経済上の有用性について十分な配慮を行った上で慎重に検討すべきである。R幅については基本的に診療機関において著しい逆ザヤが起きないように配慮しつつ段階的に縮小の方向で進められることには同意する。また附帯的サービスについては、モデル契約書の普及状況と公正競争規約への取り組みを進めながら、かつ、医療現場で混乱が起これないように配慮しつつ、

問題点 (続き) :

附帯的サービスの実態を踏まえて、分離することを検討すべきである。定額払い方式の導入については EBM 並びにクリティカル・パスの導入方向も踏まえ慎重な対応を要請する。さらに診療報酬の改定にあたっては高機能を有する医療機器、具体的には高機能を有する画像診断機器、治療装置の診療報酬について高機能についての十分な配慮をすべきである。高度医療の推進に高機能を有する医療機器は不可欠であり、導入を進める医療機関にとっても十分な報酬が必要である。また早期診断、早期治療は医療費の削減に大きく貢献するものであり、それには高機能を有する医療機器が必要不可欠であることは言うまでもない。

- **省令化 GMPi** — 1999年 8月厚生省はこれまでの厚生省通知 GMPi を省令化した。この省令化に伴い GMPi 管理を行う各都道府県は法に基づき管理を強化した。これまで薬事承認手続きは厚生省の認可に伴い各都道府県から承認書を申請業者に対し交付した。しかしながらこの強化に伴い薬事承認申請時に提出した必要書類に加え GMPi 関係の書類の提出を各都道府県から要求されることとなった。このことから提出書類の審査が各都道府県よって行われることとなり、追加となる書類の準備、審査に要する時間、各都道府県の窓口混雑による提出の遅れ等承認書交付までの期間が大幅に長くなることとなった。

提言： これは明らかに規制の強化であり、外国製造製品の市場参入を阻害するものである。厚生省の指導により不要な書類の提出をなくし、審査の簡略化を行い交付期間の短縮を強く要望する。また日欧間の GMP規格の完全なる相互認証を達成し、これら不要な手続きを撤廃するよう要望する。

背景 :

政府は 2000年に向けて医療保険の抜本改革を進めてきた。高齢化社会の到来、医療費の高騰等、抜本改革は政府にとって避けて通れないものである。これら医療保険改革の動きの中、医療機器業界を取り巻く環境も大きく変化してきた。医療機関の機能分担の推進、価格体系の見直し、定額払い制の導入検討等医療機関そのものも変化を求められてる。勿論これらの動きは大きな目標である医療費の削減である。しかしこうした動きが質の高い医療機器の供給を阻害するものであってはならない。国民総医療費に占める医療機器の比率はほんの数パーセントである。抜本改革の方向が個別の対象に向けられないよう注意していく必要がある。質の高い医療機器が日本の医療に貢献していることは言うまでもないし、そうした機器の供給こそがひいては医療費の削減につながるものである。

EBC はこれまでたびたび厚生省と協議を行い意見交換を行ってきた。この協力関係を継続し、医療改革に貢献すべく EBC は今後も有用な提言を行っていく。

For more information, contact:

Mr. Christopher Adam
Chair, Pharmaceuticals Committee
(President, Glaxo Wellcome K.K.)

C/O Glaxo Wellcome K.K.
Shinjuku MAYANDS Tower
2-1-1 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo
〒151-8566 JAPAN
Phone 03-5352-2602
Fax 03-5352-2659

医薬品

日本の医療制度は、現在根本的な改革の時期に遭遇している。財政的制約と人口の高齢化に直面している政府は、引続き医療用医薬品に支払う価格を含む医療費を削減する方法を求めている。こうした改革過程の中であって EBC 医薬品委員会は、健全な製薬産業が日本の医療制度にもたらす恩恵が引き続き確実に認知されるよう努めている。

問題点：



- **薬価算定に関する改革** — 現在、日本政府は健康保険から支払われる薬剤費を抑制するため薬価算定方式を改革しようとしている。
提言：画期的新薬開発が適正に評価され、薬価差の生じない新たな算定方式を確立し、日本の医療保険に対し有効な新薬は極めて費用対効果が高い財であることが認識されるべきである。
- **市場アクセス** — 外国データ受け入れにおける人種的要因を規定した ICH ガイドラインの導入と相俟って、日本において外国臨床データは、医薬品承認審査過程での使用を目的として以前より遥かに容易に受け入れられるようになってきている。
提言：引き続き治験改革を実行し、医薬品承認審査過程で費やす時間を短縮するべきである。
- **特許権保護** — 東京地方裁判所では、「特許期間満了以前に後発品製造業者が製品開発を行うのは違法である」として欧州並びに日本の製薬企業が提出した裁定申請を退けた。
提言：知的所有権は、日本で保護されねばならない。新法を導入して、医薬品特許は後発品製造業者による早期開発から保護するべきである。

背景：

日本の医薬品市場

6兆円を超える売上高で日本の医薬品市場は、世界で2番目に大きい、即ち、フランス、ドイツと英国を合わせた市場より大きい。製薬産業は日本が貿易赤字を記録している数少ないハイテク分野の1つである。1975年以降、輸入が平均3対1の割合で輸出を上回っている。

医薬品市場は、3年連続で下降線を辿ったが1999年にやや回復した。市場停滞の主たる原因は、日本政府が国民健康保険制度下にある医療用医薬品の価格を1996年から3年連続改定し薬価を引下げたことによる。

日本の医療制度

日本政府は、医療保険に対し多額の財源を拠出している。1997年まで、国民健康保険制度はすべての医療用医薬品の定額負担分を除き賄っていた。現在、日本政府は、高齢者患者に「患者負担」の形で患者が使用する医薬品の費用の一部を負担するよう求めている。このことは、医師の処方量にかなりの影響を与えている。歴史的にみれば、他の先進工業国と比べて日本の総医療費予算に占める薬剤費の割合は高かったが、近年こうした格差は明らかに縮まってきている。

薬価算定改革

厚生省は、薬価算定方式に基づいて医療用医薬品の公定価格を設定している。これは、処方された薬剤について保険者が医療機関に償還する価格である。医療機関は、医薬品卸から医薬品を値引きした価格で購入し、その後、公定価格で保険者に償還申請する。このことが日本における医薬品市場を大きく歪める要因と指摘されている。

厚生省は、一時期、現行の制度をずっと昔に導入されたドイツのモデルをベースとした「日本型参照価格制度」に変更する旨の提案を行った。この提案で厚生省は、銘柄や実際の薬効に関わりなく、特定の薬剤群においては、すべての製剤に加重平均償還価格を適用したいとした。日本政府が昨年年初にこうした計画を断念するに至ったことに欧州の製薬業界は大いに安堵した。EBCは、市場原則に基づき製品の画期性が適正に評価されるような新たな薬価算定制度の導入を支援する。また、EBCは、薬価基準制度の改革が、医療提供体制、診療報酬改革、高齢者医療保険改革を含む総合的な医療保険制度改革の一環として行われるべきであると考えている。

医薬品承認審査過程

日本・米国・欧州が協力して医薬品承認審査過程を統一しようとしているハーモナイゼーションに関する国際会議（ICH）は、外国臨床試験を医薬品承認審査過程で利用することを認めることを促進する上で大きな役割を果たした。そのおかげで欧州の製薬企業は、日本で自社製品の承認を取得し、販売することがかなり容易になった。厚生省は、更に多くの審査官を採用しており、来年までには、新薬審査期間を12ヵ月に短縮するという目標を達成する可能性が大きくなってきたと思われる。EBCは、こうした当局の努力を歓迎し、厚生省が引き続き、有意義な、一貫したやり方で改革に取組まれるよう期待したい。

EBC Pharmaceutical Committee Member Companies

AstraZeneca
Aventis Pharma
Aventis Pasteur
Bayer Yakuin
Bracco-Eisai
Cis Diagnostic
Degussa-Hüls Japan
Fournier Group Japan
GALDERMA
Glaxo Wellcome
Guerbet
Itasco
Janssen-Kyowa
Knoll Japan
Leo Pharmaceutical Products
Merck Japan
Nihon Schering
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Nippon Hexal
Nippon Organon
Nippon Roche
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Pharmacia & Upjohn
Sanofi-Synthelabo Pharmaceuticals
Serono Japan
SmithKline Beecham Seiyaku
Solvey Seiyaku
Sulzer Medica
USP

産業

航空
自動車部品
建設
防衛
産業用資材
宇宙

For more information, contact:

Dr. Stefan Weingartner
Chair, Aeronautics Sub-Committee
(President, DaimlerChrysler Aerospace
Japan Co. Ltd.)

C/O DaimlerChrysler Aerospace
Japan Co. Ltd.
Roppongi First Bldg.
1-9-9 Roppongi, Minato-ku, Tokyo
〒102-0083 JAPAN
Phone 03-5572-7137
Fax 03-5572-7193

航空

欧州の航空機産業界は最近、ヘリコプター、エンジン、民間航空機といった分野で世界的な成功を収めてきた。(1999年度は)エアバス・インダストリーがその古きライバルであるボーイングを獲得受注数で抜き去り、航空機史上初めて世界1位となった。最近では、徐々にではあるが、しかし確実に増えつつある日欧間の民間航空機開発における協力はEBCは満足している。この傾向がさらに拡大し、将来的には日本の民間航空機市場において欧州企業が米国企業と公平に競合できる舞台が整うよう期待している。

問題点：



- **競争の促進** — 欧州の航空機、エンジン、部品、アビオニクス・システムズの製造企業は、世界的にみても競争力の高い価格で最先端の技術を提供しているが、日本における民間航空機および関連機器の市場占有率は、世界平均を大幅に下回っている。民間航空機開発における協力体制も北米に偏り過ぎていると言える。

提言： 日本企業が欧州製品を購入することによって得られる恩恵を実感できるようにするため、調達における意思決定は政治的な影響を受けないようになされる必要がある。

- **業界の協力促進** — 欧州と日本の企業が、例えばA3XX(超大型輸送機)などの将来計画や、機体、エンジン、アビオニクス・システムズといった分野で協力することにより、相互に恩恵を受けるとEBCでは考える。

提言： 日本が欧州との間で民間旅客機の開発協力をさらに発展させるようEBCは期待している。大規模な計画に日本の参画を求めることは、現在の航空機業界をとりまく政治的・戦略的環境の中では難しいという状況を踏まえると、小規模の協力体制を構築しつつさらに協力関係を拡大し、相互信頼および相互理解を深めるべきであると考えられる。

背景：

EBC Aeronautics, Space and Defence Committee Member Companies

Aerospatiale Matra
Airbus Industrie
Alcatel Japan
Arianespace
BAE SYSTEMS
DaimlerChrysler Aerospace Japan
Co.
Eurocopter
GKN Westland Helicopters
Pechiney Japon
Rolls-Royce International
Snecma
Thomson-CSF Japan
Thomson-CSF SEXTANT

民間航空機の日本市場

日本の大型民間航空機市場は、世界で最も大きい市場のひとつである。歴史的にみるとこの市場は米国に独占されてきた。理由は多々ある。まず、日本はB747といった大型機のフリートを短距離路線などのコンピューター用に運航しているというユニークな事実がある。それに現在まで、エアバス機はボーイングB747と競合するような大型機を保有していない。

しかしながら、ボーイングがこれまで日本市場で成功を収めてきた理由で最も重要なのは、日本の航空会社や航空機製造企業と北米の企業が長期的な関係をすでに築き上げているということであろう。例えば、日本航空は世界の主要航空会社でエアバス機を保有していない唯一の航空会社である。現在、航空会社は不況から脱却し機材の新規導入を開始しだす傾向にあるが、日本航空も新規機材の導入にあたって競合企業を招き、エアバス機の利点といったものも考慮して決定をくだしてほしい。

日本の航空機産業

第二次世界大戦以降、日本の航空機産業は日本政府の援助を受けて国内の生産能力を再構築しようとしていた。日本の4大重工業はその売上の多くを防衛庁との契約に負っており、現在でも航空機部門の全売上の4分の3は防衛関係である。残りがボーイングとのパートナーシップによるものである。日本政府は通商産業省を通じて国家プロジェクトを立ち上げ、航空機産業の独立を促進しようとしたが、期待したほどの成功を収めることができなかつたばかりか、最近では業界も自社の経営改善が先行し、さらに動きには同調しづらくなってきている。

民間航空機開発における協力

民間航空機の開発において日本の業界は欧州の企業と協力することに興味を示している。EBCでは、BK-117ヘリコプターなどにおける最近の成功をベースに、今後はA3XXといった未来のプロジェクトへとその協力活動を拡大していきたいと考えている。

しかしながら、日本の業界は北米の航空機メーカーとの間で長い協力関係を構築しているため、これが日欧間の協力体制確立への障害となっている。北米市場における民間航空機ビジネスは停滞ぎみであるにもかかわらず、日本の業界は欧州企業との間でその代替となる新型航空機の開発へと移行する気配をまだ見せていない。

欧州の航空機メーカーとの間で日本が新たにリスク・シェアリング契約を結ぼうとしない理由について、以下はEBCの推測にすぎないが、1) 欧州と日本の業界に有効なコミュニケーション・チャンネルが存在しないこと、2) ボーイングと同じような製品開発関係を他社と築き、それによって既存の関係を瓦解させてしまうことへの日本側の憂慮、3) さらに言えば、ボーイングと日本の排他的契約の存在、といったものが現状の説明としてあげられるのではなかろうか。

しかしながらEBCは、日本の業界が欧州の航空機メーカーとの間で製品開発を行っていくことに興味を持ち出していると考えている。欧州企業は日本との間で新たな関係を構築できるよう一層努力する意向であり、将来的にはさらに具体化した協力を促進したい。

For more information, contact:

Mr. Paul Chapman
Chair, Automotive Components Committee
(General Manager, Johnson Matthey Japan Inc.)

C/O Johnson Matthey Japan Inc.
5123-3 Kitsuregawa, Kitsuregawa-machi
Shioya-gun, Tochigi
〒329-14 JAPAN
Phone 028-686-5921
Fax 028-686-5791

自動車部品

世界の自動車産業は、企業が国産品使用よりも総合的競争力に焦点を合わせるようになるにつれて、国際化されつつある。欧州の自動車部品会社は、このような増大する国際的環境の中にあつて、日本の自動車メーカーに競争力のある価格で、実証された技術力を提供するのに有利な立場にある。

問題点：



- **情報交換の促進** — 欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間で、両者間の情報交換を促進するため、面談会議が1995年に設置された。

提言：EBCは、製品、プラットフォーム、および業界に影響を及ぼす重要な事柄についての情報を交換する手段として、日本の自動車業界の代表者との面談会議を欧州域内で継続することを強く推奨し、かつ支援する。

- **規制撤廃** — EBCは、ECEの新規制にサインする努力を含め、規格を互恵的に整合させようという運輸省の表明を支援する。しかしながら、免許、規格の整合、認証という点で明確にすべきものとして、多くの規制上の問題点が残っていると感じている。

提言：EBCは日本政府に対して、日本国内に存在する市場接近（アフターマーケットも含む）への不必要な制限はいかなるものも取り除くこと、また国際規格への整合に向けて努力し続けることを望む。

- **自動車業界の国際化** — EBCは、革新的な欧州企業が新製品開発および技術熟練度という点において、日本の自動車メーカーとの関係を強化するために、国際化が提供する機会を歓迎する。

提言：自動車生産の技術的、商業的、および物流的な実態に焦点を合わせるべきである。部品の調達是最終的に業界内部での政治的圧力や歴史的つながりに基づくのではなく、その真価に基づくべきである。

背景：

日本の自動車産業

1930年代半ばから 1970年代半ばにかけての 40年間、日本の自動車産業は外部との競合から強く守られてきた。この期間、日本の自動車産業は繁栄し、欧州に次いで世界第二位の生産者となった。

日本の車輛メーカーは、伝統的に車輛メーカーによってコントロールされる連合体の形をとる国内の部品および装置供給業者に、ほとんど独占的に依存してきた。1990年代初めまで、この系列の独占性が外国勢が国内生産に参画することを効果的に妨害してきた。

最近になって、自動車産業における総合競争力がより重要になるにつれて、伝統的なグループ結束力が弱くなり始めている。しかし、欧州の自動車部品メーカーは、その技術熟練度を日本の自動車業界に売り込むにあたって、主として製品開発を外注することに依然として消極的であることによる困難に直面している。

欧州企業が提供すべきもの

欧州の自動車部品業界の日本との関係は、日本の自動車メーカーの欧州現地プラント操業と共に始まった。世界の自動車産業の国際化につれて、欧州企業は、日本の顧客ともっと直接的な接触を持ち、より緊密な関係を促進しようという目標をもって、日本現地のインフラストラクチャーに投資したり、技術能力を向上させることによって、日本におけるビジネスを引きつけるべく資力を投じている。

欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車産業に提供するものをたくさん持っている。欧州の企業は特定の欧州自動車メーカーに拘束されず、世界的基盤に立って、様々な会社に尽くしている。欧州の自動車部品メーカーは、製品改革、技術熟練度、効率、品質、日本の自動車メーカーが益々頻繁に供給業者に要望するようになってきている個人的な配慮について評判を得ている。

自動車部品開発の外注は、欧州自動車業界において、はっきりとした傾向となっている。欧州のシステムはより低いコスト、かつより大きなフレキシビリティでより少ないリスクを提供している。しかしこのタイプの関係は、日本では好評を博していない。企業は専有情報を外部に開示することについて、なお不安を覚えており、生産を業界グループ内にできるだけ留めておくことを好んでいる。EBCはこの懸念を認識し、日本企業に対して欧州企業はいかなる製品開発の関係においても約束を表明し、信頼できるパートナーであることを再保証する。

結論

EBC は、欧州の独立した自動車部品メーカーと日本の自動車メーカー間の相互の信頼と理解を向上すべく努力している。欧州企業は、この増大しつつある国際的環境において、実証された技術熟練度、競争価格、および世界的な経験を日本のメーカーに提供する。EBC は欧州自動車部品業界の真価を売りこむために、面談会議やデザイン・イン・セミナーを通じて、日本企業との対話が増えることを期待する。

EBC Automotive Components Committee Member Companies

A. Raymond Japan
Bertrand Faure Japan
BASF Japan
BOSCH
BEHR Japan
Continental Teves
Delphi Aftermarket Operations
Freudenberg Co.
GETRAG
Herberts Shinto Automotive Systems
Hoerbiger Nippon
Johnson Matthey
Lucas Variety
Magneti Marelli
Mannesmann Japan Co.
Mannesmann VDO Japan
Nihon Michelin Tire Co.
Osram Japan
Pirelli
Seric
Siemens
SIKA
Solvay Automotive Asia
TRW Automotive Japan Co.
VALEO Japan
ZF Japan Co.

For more information, contact:

Mr. Albert Abut
Chair, Construction Committee
(President, Atlantis Associates Co.)

C/O Atlantis Associates Co.
Toko Moto Azabu Bldg. 3F
1-4-27 Moto Azabu, Minato-ku, Tokyo
〒106-0046 JAPAN
Phone 03-3451-3781
Fax 03-3451-0652

建設

日本の建設部門は、日本経済の中で最も保護されている分野のひとつである。馴れ合い的なビジネス習慣、高度に規制された環境、そして国際競争に対する閉鎖性は、建設部門が依然として非効率的で競争のない状況にある原因にもなっている。EBC 建設委員会は、日本政府に対し、日本のユーザーが先進的な製品とサービスを競争価格で得られるよう最善を尽くすことを要望する。それは、日本の納税者にとっても個人消費者にとっても効率性と低価格を促進するものとなる。

問題点：



- **調達方針** — 公共事業の建設業者への発注は、政治的・財政的ロビー活動の影響を受けている。そのプロセスは、透明性を欠き、納税者が負担するコスト全体を引き上げている。

提言：入札プロセスの完全な透明性と適切かつ独立した監督を確立する。

- **性能基準** — EBC は、2000年 6月に予定される建築基準法改正を歓迎する。明確で一貫性を持つ効果的な方法で実施されるならば、この改革は、欧州の先進的建設技術・資材・製品への日本のアクセスを拡大する可能性を秘めている。もっとも、こうした改革にもかかわらず実情はほとんど変わらないであろうとの懸念もある。

提言：原産国を問わず先進的な製品とサービスへの自由なアクセスを確立するため、新しい性能に基づく製品認可立法の実施状況を監視する。

- **基準の調和** — 日本は、製品デザインおよびサービス提供の両面で、国際的なベスト・プラクティスに対し十分に開かれてない。

提言：国際規格（ISO）の承認および同規格との整合にむけて迅速に行動を起こす。この中には、外国の ISO 許可済検査設備、外国の専門ライセンスそして国際的ベスト・プラクティスを承認することも含まれる。

背景：

建設市場

日本の建設市場は、世界最大の規模である。就業者数は、日本の全労働力の 10% を超え、国内総生産（GDP）のほぼ 15% を占める。建設産業に携わる会社は、550,000社以上にのぼり、そのうち 70,000社が総合建設会社（ゼネコン）であるが、資本金が 1億円を超えるのは、わずか 6,000社にすぎない。伝統的に日本の建設市場は、海外に対し閉ざされてきた。欧州企業が占めるシェアは、市場の 1% である。

日本産業は、非常に効率的とはいえ、また国際的な競争原理も十分に働いていない。日本における建設コストは、近年減少傾向にあるとはいえ、依然として世界で最も高い。談合制度や政府の産業支援は、日本の建設会社の数を必要以上に増大させ、より革新性と効率性に優れた会社がトップへ上るのを阻んできた。

日本政府が建設部門への支援を過剰に続けるための財源が不足していることは、広く知られるところである。政府支援の継続は、日本経済にとって重い足かせになるだけでなく、産業が直面するより重要な構造及び規制の問題から目をそらせることになる。

ゼネコン

政府調達プロセスは、競争を効果的に排除している。現制度のもとで政府は、中小企業に仕事を配分するよう公共事業発注の目標値を設定している。官庁と公共企業は、プロジェクトを細分化することで政府契約を、毎年内閣の決定する比率に従って、あらゆる規模の建設会社に均等に振り分けている。この制度は、透明性と一貫性に欠け、多くの政府契約は、政治、ロビー活動、入札価格設定に大きく左右される。

現地代表事務所設立、免許取得、経審制度による登録、プロジェクト入札のコストは、欧州企業には手が出ない。欧州企業の先進的デザイン、輸入資材、近代的建設手法を駆使して建設する能力は、競争にあって最大の武器となるが、こうした利点も過剰な規制と認可取得の複雑な手続きによってうまく除去されている。

建築、プランニング、エンジニアリング・サービス

日本における公共・民間建設部門向けコンサルティング業務は、他の先進国ほど発達していない。デザインとエンジニアリングは、通常パッケージとして他の建設コストと一緒に含まれるため、個別にこうした業務だけを対象とする入札を行うのは難しい。その上、欧州の専門家、たとえば建築家や構造エンジニアにとり、日本で免許をとるのは非常に困難である。

建設資材

建設省は、建築基準法改正に基づく許可を受けた資材はすべて日本へ受け入れると発表した。さらに現在では、検査機関が日本政府から承認されていれば、こうした資材を原産国において検査することは、理論的には可能である。EBC は、こうした進展を歓迎し、先進的な欧州建設技術・資材・設備へのアクセスがさらに推進されるよう望む。しかしながら、こうした楽観主義は、建設アクションプランがほとんど市場参入を推進させることもなく、また日本の建設産業の競争環境を進展させることもなく終わったという事実の前に力を失っている。

EBC Construction Committee Member Companies

Atlantis Associates Co.
Clestra Hauserman
Currie & Brown (Japan)
Degremont Co.
Enterprise Co.
Forbo-Krommenie Japan
Grohe Japan
Inter Office
Kiwa
LEGRAND
Meiho Corporation
Midas International
Nihon Saint-Gobain
Nippon Fläkt
Pechiney Japon
PMC (Rocamat)
Ove Arup & Partners
Royal Sweden Home
S'International Architects
Schal Bovis
Schindler Elevator
Sika
SIPLAST
SKW East Asia
Trespa Japan
Van der Architects

For more information, contact:

Mr. Michel Theoval
Chair, Defence Sub-Committee
(President, Thomson-CSF Japan)

C/O Thomson-CSF Japan
TBR Building
5-7 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo
〒102-0083 JAPAN
Phone 03-3264-6341
Fax 03-3234-4753

防衛

欧州の防衛関連企業はこれまで日本という巨大な市場に参入することがほとんどなかった。日本の自衛隊や防衛関係省庁が欧州の防衛関連企業の提供する先端技術の恩恵に浴することができないのは、様々な障壁が存在するからにほかならない。EBC 防衛小委員会では、より高い競争力を持つ製品を開発するための環境作りや、調達プロセスの透明化を推進することにより、日本市場において欧州企業の存在をアピールするための努力をしている。

問題点：



- **防衛における非関税障壁** — 防衛装備の調達は本来、技術面・運用面・費用対効果面におけるメリットを考慮して判断されるべきものである。しかしながら日本では、官僚主義による弊害、談合のような古いビジネス慣習、政治的な影響のために、防衛装備の調達プロセスが効果的に機能せず、また調達範囲も狭く限定されている。

提言：防衛装備の調達過程の透明度を高めるべきである。欧州企業は、共同使用可能性、専門技術のノウハウ、運用経験などに基づいて、非常に多くのものを提供する能力を有している。防衛装備は政治的に可能な限り、費用対効果などを基準として選択されなければならない。

- **企業間の協力** — 日本では米国以外の国と、防衛関連情報の交換を含む共同開発を行うことが禁じられている。この禁止項目の範囲には軍事装備の仕様も含まれるため、欧州企業が日本の防衛産業界との共同ベンチャー事業に参加することは極めて困難な状況にある。

提言：日本での製品開発の協力を求める欧州企業に対して課される、情報提供に関する規定を緩和すべきである。もしこの緩和措置が実現すれば、日本の企業及び政府関係機関による新しい科学技術やプロセスへのアプローチが可能となり、現在の日本に大いに不足している実際の運用経験に関する情報も入手できるようになるであろう。

背景：

EBC Aeronautics, Space and Defence Committee Member Companies

Aerospatiale Matra
Airbus Industrie
Alcatel Japan
Arianespace
BAE SYSTEMS
DaimlerChrysler Aerospace Japan
Co.
Eurocopter
GKN Westland Helicopters
Pechiney Japon
Rolls-Royce International
Snecma
Thomson-CSF Japan
Thomson-CSF SEXTANT

日本の防衛市場

日本の防衛市場は金額的に見た場合、世界で二番目に大きな市場となっている。日本の現在の防衛整備5ヶ年計画には、約4兆5千億円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおよそ75%が日本における兵器システムの製造・開発に費やされるものと予測される。さらに日本の防衛用ハードウェア市場の残る25%のうち大半は、米国の製造業者の許可のもとに生産される製品、及び米国から直輸入される製品で占められており、一方、欧州原産の輸入品やライセンス製品が占める割合はわずか2%と推定されている。このように、欧州が日本に対し販売する防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除き、日本製兵器システム用の副次元な装備・部品が主流を占めているというのが現状である。

日本の防衛市場への欧州企業の参入

日本のその他多くの経済分野におけると同様、欧州の防衛産業も、欧州の日本市場参入を制限する数々の貿易非関税障壁に直面している。官僚主義や政治的影響は調達プロセスの透明化を著しく妨げている。こうした状況をさらに悪化させているのは制限付き情報譲渡の慣習であり、これがEU・日本が産業協力を行い防衛装備の開発・運用を実施する機会を阻んでいる。そのため欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力態勢の拡大においても、また必要に応じて行われる、即戦力となる最新技術装備の日本政府への販売においても、苦心惨憺せざるをえない状況に置かれているのである。

日米間の安保協定もまた、日本の防衛装備の調達範囲を狭める一因となっている。またさらには貿易不均衡を巡る米国の政治的圧力、米国製品を買わせるための財政的優遇措置を講じる「外国軍事販売」プログラム、加えて共同使用が不可能ではないかと恐れる日本側の感情も、欧州による日本の防衛市場への参入を阻んできた。

EBCは日本の安全保障構造において米国が担う役割の重要性を認める一方で、日本の共同使用可能性に対する態度が誇張して語られることがあまりにも多いのではないかと感じている。日本は外国からの調達品として、米国製品のみを輸入しているが、それにより米国との共同使用可能性が保障されてきたわけではない。むしろこのような姿勢は、日本が共同使用可能性に対する欧州の革新的な解決策にアプローチすることを妨げ、取引活動における日本の位置付けを米国と日本の安全保障条約の範囲内に留める結果となっている。欧州企業はNATOを通じ、50年以上にわたり共同使用可能性の問題と取り組んできており、この経験を是非日本の防衛関係各位と分かち合う機会を得たいと望んでいる。

政策転換の好機

日本の現在の経済情勢、周辺地域における緊張の高まり、外国へ出張する日本人の増加—こうした状況は、日本政府が従来の調達政策を再検討し、費用対効果をより意識した政策への転換を図る良い機会となり得るものである。調達プロセスの競合が活発になればそれだけ、日本にとって、先端技術を駆使した性能実証済みの既製の防衛装備を利用する機会が増すことになる。さらに重要なのは、製品の共同開発の範囲を拡大すれば、日本の産業は必要な各種技術・産業工程・運用経験を利用できるようになるという点である。

これに対して、欧州企業側では、世界市場を基準とする価格及び経験を提供することになる。さらに、日本と欧州の間には政治的関係を複雑にするような安全保障関係は存在しないため、欧州は政治的な付帯条件を考慮する必要がなく、したがって最大限の技術提供を行うことができる。このことは、逼迫する財政の中で共同使用可能性・自立性・即戦力を向上させる道を模索する日本にとり、非常に大きな利益となることであろう。

For more information, contact:

Mr. Arnaud Tissidre
Chair, Materials Committee
(Representative, Eramet Japan)

C/O Eramet Japan
Sawa Bldg. 4Fl.
2-2-2 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo
〒105-0003 JAPAN
Phone 03-3503-3700
Fax 03-3503-3733

産業用材料

輸入産業用材料にかけられる高い関税は、商品調達コストを著しく増大させ、日本産業の競争力に深刻な影響を与えている。それはそのまま、市場の国際化の中で競争力維持に苦戦する鉄鋼、ガラス、機械などの日本の主要産業にとって新たな問題となっている。世界において産業用材料の最大消費国に数えられる日本は、市場ベースの価格で高品質製品へ自由にアクセスできるならば大きな恩恵に授かることになるだろう。EBC 原材料委員会は、欧州産業の主要部門を代表するものとして日本政府に対し、産業用材料の輸入関税の引き下げと欧州製品に対するあらゆる形態の差別を撤廃するよう要望する。

問題点：



- **関税** — 関税は、産業用材料の対日貿易において、突出した最大の障壁である。最も一般的な産業用材料は、世界中どこでも透明価格で販売され、関税から生じる価格差は、どんなに小さくても欧州メーカーの競争を困難なものにする。ステンレス、鉄鋼、電子部品、電池製品、自動車、窯業製品などの産業用材料についていえば、激化する国際競争下にあつて、より安く商品を調達することは日本消費者にとっての利益となるだろう。日本は、製品を選択して関税を適用しているが、これは少数の日本企業を保護するために他ならない。このことは、日本および海外の輸出市場における競争を著しく歪めている。

提言：産業用原材料関税を全廃するべきである。これにより日本のユーザーは、高品質製品へ市場価格でアクセスできるようになるだろう。

- **差別的処遇** — 多様な産業用原材料が、GSP (Generalised System of Preferences 特惠関税) のもとで差別的な扱いを受けている。GSP では、特惠国からの輸入が日本の関税を免除されているのに対し、他の国からの輸入は、その対象となっていない。欧州製品はこうした恩恵に授かっていない。

提言：欧州メーカーを差別するいかなる障壁をも撤廃すべきである。

背景：

EBC Materials Committee Member Companies

Elkem Japan
Eramet Japan
Lafarge Aluminates Japan
Outokumpu Japan
Pechiney Japon
SKW East Asia
Sogem Japan
Treibacher Schleifmittel Japan
Uddeholm

ニッケル

ニッケル製品全体の約65%は、ステンレスの生産に使われる。つまり全世界のニッケル消費は、ステンレス生産と密接な関係にある。日本のステンレス業界にとり、ニッケルを少なくとも世界の競争相手と同等の価格で調達できるかどうかは死活問題である。

年間 180,000 トンを消費する日本は、ニッケルの世界最大の市場である。日本にはニッケル生産に使える鉱物はなく、すべての原材料は、輸入に依存している。このことは、生産コストの劇的な増大をもたらす。それでも、さまざまなニッケル製品にかけられた 3.3 - 4.8% の保護的関税は、過去十年のあいだに日本メーカーの生産を 30% 増加させ、国内生産は現在、国内市場のほぼ 70% を占めている。しかも国内需要の落ち込みに直面する日本メーカーは、市場を下回る価格で生産の一部を輸出し始め、ニッケル市場に新たな歪みを生み出している。

日本は、先進工業国の中で、輸入ニッケル製品に課税する唯一の国である。このことは、関税の歪みによる高関税率を受け入れざるを得ない日本のニッケルユーザー、特にステンレスメーカーの競争力に深刻な影響を与えている。

電融アルミナ

電融アルミナは、人工コランダムとも呼ばれるが、主に研磨産業において砥石、サンドペーパー、あるいはガラスや電気部品を研磨する仕上げ材として使われている。年間 160,000 トン以上の電融アルミナを消費する日本は、中国に次ぐアジア第二の市場である。

コランダムの国内生産は、1985年を境に減少傾向にあり、現在では特定の生産形態に限られている。輸入コランダムには、3.3% の輸入関税がかけられるが、これは、欧州メーカーに対する差別としては効果がある。輸入コランダムの大部分は、GSPに基づき関税が免除される国から輸入されているからである。しかし、国内で生産されないいくつかのカテゴリーについては、関税免除国からの購入は不可能であり、これは輸入コランダムの価格を押し上げ、日本の末端ユーザーにつけを回す結果となっている。

酸化鉛

日本は、年間消費量 90,000 トンを超える世界最大の酸化鉛、一酸化鉛、鉛丹の市場である。酸化鉛は、主にガラス産業においてテレビのブラウン管、光学用ガラス、クリスタル・ガラス、またポリ塩化ビニール産業においては安定剤、乾燥剤、そして顔料産業においては防錆剤に使われる。

国内生産は、日本の消費全体の約 3 分の 1 であるが、減少傾向が続いている。GSP による関税免除国は、全輸入酸化鉛のほぼ 100% を供給している。現実には、4.7% の輸入税が適用されるのは欧州メーカーだけで、その市場シェアは 1% にも満たない。市場参入障壁は、環境にも大きなマイナスの影響を及ぼしてきた。過去何十年にわたり新規の生産設備は、環境汚染規制が欧州や日本の基準をはるかに下回る地域、特に東南アジアにおいて開発されてきた。

For more information, contact:

Dr. Jean-Louis Claudon
Chair, Aeronautics/ Space/ Defence Committee
(Head, Arianespace Tokyo Office)

C/O Arianespace Tokyo Office
Kasumigaseki Bldg. 31 Fl.
3-2-5 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
〒100-6031 JAPAN
Phone 03-3592-2766
Fax 03-3592-2768

宇宙

日本と欧州の政府と産業界は宇宙分野において良好な協力関係を維持している。欧州宇宙機関（ESA）は日本の科学技術庁（STA）、宇宙開発事業団（NASDA）、および郵政省（MPT）と密接な関係を維持しており、また欧州と日本の企業の間でも衛星と関連技術の開発に関する協力関係が強化されつつある。EBC としては、こうした協力関係が今後さらに発展し、日本における欧州企業のビジネスチャンスが増えることを期待している。

問題点：



- **産業界の協力関係の推進** — 打ち上げ機、宇宙ステーション、リモート・センシング機器、航法、全地球的情報インフラなどの分野における産業界の協力関係の強化は、欧州および日本の宇宙開発を担当する関係省庁によって推進された場合にのみ可能となるものである。

提言： EBC は NASDA と欧州の宇宙担当省庁との間の協力を支援し、その関係をさらに発展させるよう努力する。これは産業レベルにおける欧州と日本の間の協力関係の促進につながる。

- **民間企業への権限移譲** — 宇宙開発計画を担当する日本の省庁は現在でも、メーカーに大きな統制力を及ぼしている。例えば、日本政府がこうしたメーカーと契約を結ぶ際には、総合力のある主契約企業 1社を指定するのではなく、多数の企業と分割契約することが多い。そのため企業レベルでの議論がきわめて困難になり、欧州と日本の企業間の長期的な協力関係を阻害している。

提言： 日本のメーカーが欧州の企業と共同事業を行う可能性を追求できるよう、企業は独立性と融通性を与えられる必要がある。また、宇宙技術の共同開発において欧州標準は一切の制約無しに受け入れられるべきである。

背景：

EBC Aeronautics, Space and Defence Committee Member Companies

Aerospatiale Matra
Airbus Industrie
Alcatel Japan
Arianespace
BAE SYSTEMS
DaimlerChrysler Aerospace Japan
Co.
Eurocopter
GKN Westland Helicopters
Pechiney Japon
Rolls-Royce International
Snecma
Thomson-CSF Japan
Thomson-CSF SEXTANT

日本の宇宙分野

日本は宇宙開発の分野では主要国のひとつに数えられている。**H-II** ロケットの開発により独自の力で宇宙へ到達できるようになった。また、最新の衛星を製造し、ほぼ1年に1機のペースで技術試験衛星の打ち上げを行っている。

しかし、1990年に商業衛星を国際競争市場に開放するようアメリカから圧力を受けてからは、日本の宇宙産業は現在でもほぼ **NASDA** や文部省宇宙科学研究所 (**ISAS**) など日本の政府機関からの発注だけに依存する状況となっている。

日本の衛星メーカー3社は、衛星の国内市場規模が小さいため国際市場での競争では太刀打ちできない。その結果、日本の宇宙産業の商業活動は地上施設や衛星コンポーネントの分野に集中する傾向がある。アメリカや欧州の衛星メーカーへの部品供給では成功を収めてきた。

商業衛星

アメリカと日本の間には、日本の商業衛星プロジェクトについてはすべて国際入札を行わなければならないという二国間協定があるため、両国間の商業衛星市場は比較的自由な公開された状況になっている。こうした状況にありながら、欧州の衛星メーカーがこれまで日本に商業衛星を販売した実績はまだない。

衛星開発における協力関係もアメリカ寄りに大きく偏っており、特に国家安全保障に関わる問題ではその傾向が著しい。政治的影響力と圧力が日本と欧州双方の宇宙産業の日本における商業面での進展に悪影響を与えてきた。

しかし **EBC** は、欧州との協力関係の強化など、従来との関係の枠外で日本がチャンスを活かそうという意欲を示していることに期待をかけている。例えば **ADEOS** 衛星に搭載するセンサーについては、**NASDA**が欧州宇宙機関に参加招聘を行ったことがあり、衛星航法に関しては現在でも **EGNOS** と **MSAS** の間で協議が続いている。

欧州側としては、実証された先端技術の多くを提供する用意がある。それには政治的な関連はほとんど無く、対日輸出規制のような制約もない。課題は、欧州と日本の宇宙担当省庁が協力関係の強化を積極的に推進することと、産業界の協力関係の強化のために民間企業に権限を移譲することである。

打ち上げ

アリアンは、日本の衛星運用事業者への打ち上げサービスの販売で大成功を収めた。一方、日本は商業衛星打ち上げ市場への参入に意欲を示すようになってきた。最近日本のロケットの打ち上げ失敗があるにはあったが、日本は先進的な打ち上げ機を製造する技術的能力を備えている。

ただ日本の企業には、競争力をつけるためにリカーリング・コストに対して社内的な財政支援を行うことができるという問題がある。日本企業においては宇宙部門の売り上げが、全社売り上げの2%を越えないほど小さいため、そうした財政支援が可能となるが、これは競争を不健全なものにする恐れがある。

運輸・通信

航空会社
海運
電気通信

For more information, contact:

Mr. Sveneric Persson
Chair, Airline Committee
(General Manager, SAS-Japan/Korea)

C/O Scandinavian Airlines System
Urban Shibakoen Bldg.
3-1-13 Shibakoen, Minato-ku, Tokyo
〒105-0011 JAPAN
Phone 03-5400-2331
Fax 03-5400-2330

航空会社

日本の経済社会において効率的な航空輸送は必要不可欠である。現在、航空業界の競争は激しく、コストを削減し、かつ輸送手段を向上させることが求められているだけでなく、その国の慣行に基づいて運営されている国際空港において市場の要求にあったシステムを導入していかなければならない。航空会社がサービスを拡充し、より低価格で提供することは、日本においても経済の競争力を最大限に伸ばす上でとても重要である。

問題点：



- **ビジネス コスト** — 日本における航空会社の運行にかかる諸費用は世界でも最も高額である。しかし、市場のクオリティーへの要求は高く、また低価格競争は激化し、航空会社の経営を圧迫している。

提言：空港諸費用の 50% 減額。そのためには空港施設の運営に競争原理をはたらかせ、禁止税的な着陸料、航行援助施設利用料、共用施設・設備使用料などの減額を行う必要がある。

- **流通・販売** — 日本では航空料金の設定が厳しく規制され、航空会社は航空券の販売方法や料金設定において制限されている。又、航空会社は航空券とホテルを組み合わせたパッケージ旅行を販売する事を禁止されており、認可された旅行代理店のみが取り扱う事ができる。つまり、日本では他国と異なって航空会社の販売量が制限されている。

提言：流通・販売、価格設定、運賃決済の規制緩和。これにより航空会社が直接消費者に割引料金を提示し、より公正な競争を促進させることができる。

- **空港のスロット配分・不足** — 成田や関西などの国際空港において、時間当たりの発着数の規制が厳しく、特に欧州系航空会社に割り当てられているスロット数が制限されている。

提言：空港利用率を向上させ、施設をより効率的に使用する必要がある。

背景：

EBC Airline Committee Member Companies

Air France
Alitalia Airlines
Austrian Airlines
British Airways
Finnair
KLM Royal Dutch Airlines
Lufthansa Cargo
Lufthansa German Airlines
Sabena Belgian World Airlines
Scandinavian Airlines System
Swiss Air Transport Co.
Virgin Atlantic Airways

日本における航空業界

日本に就航する航空会社は高額な禁止税的着陸使用料、航行援助施設利用料、事務所賃料及び管理費、共用施設・設備使用料、輸入貨物取り扱い施設料などを支払わなければならない、こういった積み重なる重税が日本の航空料金を世界でも最も高いものにしてている。

コストがかかる上に市場での価格の競争が激しく、海外の航空会社にとって日本市場の魅力は減ってきている。ここ一年で日本の国際空港から撤退するエアラインが増え、特に関西国際空港では開港 10年の間に少なくとも 10社が撤退するという事態となっている。又、現在日本に就航している航空会社でもあと何年継続できるか疑問視するところが多いのが実状である。

高いコストによる悪影響を受けているのは航空会社だけではない。航空会社がサービスの拡大の可能性を阻まれ、自由な価格競争が出来ないことによる悪影響を日本経済がうけることになるのである。

流通・販売システム

運輸省は全ての航空会社に IATA で公認された料金か、運輸省で設定した団体旅行割引運賃を適用するように通達している。そして航空会社が直接、割引運賃を設定したり、パッケージ旅行を販売する事を規制している。その代わり、認可を受けた旅行代理店が販売を認められており実際の市場価格を左右している。つまり日本の航空会社は子会社、及び強力な業務関係を持つ旅行代理店を通じて事実上の直接販売を行い十分なシェアをおさえ、海外航空会社にとっては大変不利な状況となっているのである。運輸業界において公平な競争は航空会社による運賃設定やパッケージ商品の販売が可能となつてはじめてできるのである。

さらに航空会社と IATA 旅行代理店との間では、市場価格での直接取り引きが禁じられている。この特殊な決済のために複雑で不必要なシステムを構築しなければならない、そのため新たなコストと時間の負担を強いられるのである。

着陸スロットの不足

通常、各国の空港管理当局は空港の有効利用のため使用していないスロットを航空会社から空港へ返還させている。成田空港は昨年、やっとこれを行う事を承諾した。そして「ユーズイットオアルーズイット（利用しなければ喪失する）」という国際航空社会での常識がようやく成田空港でも導入されたのである。EBC はこういった改善を支持し、スロットの配分や利用にさらなる透明性と改革が行われる事を期待する。

又、成田空港での問題点として、空港の利用率が他国の空港に比べて制限が厳しいということがあげられる。具体的には、成田空港での一時間あたりの発着数は 30 で、連続した 3時間以内ではさらに減って 79 となっている。これは主要国で単一滑走路の空港と比べると少なく、成田空港の有効利用の余地があると指摘されている。騒音基準と安全性が守られる範囲内で空港の利用率を上げる必要があるのではないかと。

空港の低利用率、スロット分配の規制からおこる発着枠の不足といった空港利用状態は、成田のようにスケジュールの過密な主要国空港としてあつてはならず、日本経済を多大に衰弱させることにつながると EBC ではとらえている。

For more information, contact:

Mr. Hays van Noord
Chair, Shipping Committee
(President, P&O Nedlloyd Japan)

C/O P&O Nedlloyd (Japan)
Omori Bellport D-Wing 13Fl.
6-26-3, Minami-Ohi, Shinagawa-ku, Tokyo
〒140-8554 JAPAN
Phone 03-5764-0351
Fax 03-5764-0399

海運

港湾運送業界において競争が制限されていることは、日本の港湾の競争力に著しい悪影響をおよぼしている。業者には時代遅れの慣習を刷新したりコストを低減しようという意欲がないに等しい。EBC 海運委員会は、日本政府に対し、船会社に施設・運送事業者に係る選択の自由を与えることにより、日本の港湾運送事業において真の競争を促進するよう要請する。それは、コストの低減化や生産性につながるのみならず、日本市場の総合的な魅力を高めることになるであろう

問題点：



- **規制緩和によるコストの低減** — 日本の港湾運送料金は世界でも最も高いレベルにあり、船会社のみならず日本経済全体に不利益を与えている。事業コストを下げるためには、まず日本政府が港湾運送業界における規制緩和を断行することが不可欠である。最近、免許制度や料金認可制度において改革が試みられたが、日本の港湾における競争の促進や効率性向上にはほとんどつながっていない。

提言：港湾運送事業における実質的競争にとっての障害をすべて撤廃し、港湾コストの低下と事業の効率化をはかる。船会社は、業界団体からの不当な介入、制限的な規制環境のない競争的な条件の下で、港湾サービスを調達すべきである。そのためには、次頁に挙げた提案に沿って、適用法を改正し、競争を活性化させることが不可欠である。

- **規制の透明性** — 日本港湾協会（JHTA）が港湾事業の運営の在り方を決定する上で極めて大きな裁量権をふるっているのが現状である。船会社が事業上の変更を行う際、JHTA の承認が必要とされる。しかしながら、その手続きは透明性に欠けており、港湾運送サービスを競争的に調達する道を事実上奪っている。

提言：透明で効率的、且つ公平な承認手続きを規定する。

概要

欧州およびその他外国の船会社が、日本の港湾運送業界において直面している主な問題点は、ほとんどの場合日本国内の船会社と同じ内容のものである。すなわち、その事業慣行、業者や事業団体間の競争の欠如、事業運営上の柔軟性の欠如、大変に高い費用などである。EBC 海運委員会は、在日米国商工会議所（ACCJ）と協力し、外国船舶協会を通し、日本の港湾運送業界において実質的な競争を促進すべく努力している。

港湾運送事業における支配

日本の港湾運送業界においては日本港湾協会（JHTA）が大きな役割を果たしている。同協会は、船会社を除く全ての主要な港湾運送事業関係企業により構成されている。雇用の削減や、労働条件の悪化につながる可能性のある変更は、JHTAの承認を受ける必要がある。JHTAは、「事前協議制度」のもと、船会社からの運航形態の変更申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。この制度を通して同協会の承認が必要とされる案件の範囲は、本船の代替など極めて軽微な内容のものから、船会社グループの新規形成に由来する埠頭やその他運航事業の変更など重要なものまで、広範におよんでいる。この制度は透明性を欠き、船会社から港湾運送サービスを競争的に調達する道を奪っている。

規制緩和を促進するために運輸省が果たすべき役割

運輸省は日本の港湾運送事業の規制当局であるが、その権限の多くの部分を JHTA を通して民間部門に委託している。港湾サービスの提供において実質的な競争を促進するためには、日本政府がより積極的に規制緩和を行うことが必要であると EBC は考えており、特に、以下に挙げた取り組みを日本政府に要請するものである。

- 港湾運送事業に係る許認可制度を撤廃すること
- 船会社が自前の施設で運送事業を行うことを許可すること
- 複数の荷役業者を下請けとして使うことを可能にすること
- どこからの介入も受けることなく港湾サービスを競争的な条件の下で調達することが出来るようにすること
- 料金を公開せずに契約を締結することを可能にすること
- 船会社が自らガントリー・クレーンを所有できるようにすること
- 45' コンテナによる内陸輸送（特別指定ルート）を認めること
- 事前協議制度を改革し、透明性・効率性を向上させること
- 港湾運送事業法を改正し、受給調整規定、商業的關係規定、料金登録承認制度、事業計画届け出制度などを撤廃すること
- 労働者保有基準を現行の 1.5 倍に引き上げるという内容の提案を撤廃すること

For more information, contact:

Mr. Larry Stone
Chair, Telecommunications
Carriers Sub-Committee

C/O BT Japan
ARK Mori Bldg. 24F
1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo
〒107-6024 JAPAN
Phone : 03-5562-6000
Fax : 03-3505-5863

電気通信

日本の電気通信市場は根本的な変革が行われているところである。外資規制及び参入規制が緩和され、独占事業者の分割がなされた。EBC電気通信委員会は日本政府による電気通信の自由化を歓迎するとともに、以下に述べる点につき更なる進展を期待する。

問題点：



- **接続料金** — 世界でも最も高水準にある日本の接続料金は、新規参入事業者にとって大きなコスト負担となり、独占事業者との競争を困難なものとしている。これは消費者の利益を阻害し、自由化の精神にも矛盾する。

提言：接続料金を、国際的に行われているように長期増分費用方式に基づくものに、遅滞なく移行させる。郵政省により提案されたケース B のモデルは、毎年市場の状況を反映し、段階的ではなく2000年中に実施されなければならない。移動体の接続料金についても見直しが行われるべきである。

- **独占事業者に係る規制** — 依然市場支配力を持つ独占的な NTT グループの事業者が日本市場における新規参入事業者の競争を阻害している。

提言：電気通信分野における競争を促進することは、日本の消費者が得る自由化の利益を確保するために必要である。規制は第一種電気通信事業者/第二種電気通信事業者の区別ではなく、独占的な事業者に対してのみ課されるべきである。競争事業者に対する届出義務は緩和すべきであり、独占事業者を規制する法律には不当価格や内部相互補助による市場の濫用に対抗するため、会計上の透明性が含まれるべきである。

- **制度の監視** — 制度改革が効率的、透明かつ非差別に実施されることを確保するため、効果的かつ自立的な制度監視を維持することが重要である。

提言：制度的手続きの透明性と効率性を確保するために競争促進の権限を持つ独立規制機関を設置する。

背景：

規制環境

日本の電気通信市場における規制環境は、ここ数年で大きく変わった。1998年に行われた改革は、外資規制及び参入規制の撤廃を含み、ほぼ十分なものであった。

規制緩和の過程においては、EBC がなお要求する必要があると考える問題が生じている。それは、効果的な規制の監視、独占性を継続している NTT 関連会社に対する再規制及び国際的に一般的に行われているものと一致した水準の規制が行われることを監視することである。欧州諸国の多くは同様の制度改革をすでに経験しており、EBC は日本の政策担当者との見解を交換するあらゆる機会を歓迎する。

接続料金

日本における接続料金（事業者が既存事業者のネットワークに接続するに際し、支払う料金）は世界で最も高い水準にある。接続料金は日本の電気通信事業者にとって最も大きなコストを占めるものとなっている。競争事業者の収入のうち 30~40% が、NTT の固定網及び移動体網への接続のために支払われている。多くの工業国と異なり、日本はこれから固定網の接続料金の算定について長期増分費用方式（LRIC）を採用するところであり、移動体網についてはそのような計画はない。結果として、日本の接続料金は依然欧州で適用されているものよりかなり高いものとなっている。このことは新規参入事業者が独占事業者と競争することを困難とし、競争を抑圧するものである。

ドミナント規制

NTT の再編成が行われたにもかかわらず、NTTグループの各事業者は依然日本の電気通信市場における独占性を有している。日本政府は市場の乱用を監視するための独立した規制機関を設置し、略奪的料金設定や、独占分野から競争分野への内部相互補助及び顧客情報の乱用というような反競争的行為を防止すべきであると、EBC は考える。NTT グループの各事業者はそれぞれ透明なルールの下で他の事業者と区別なく扱われるべきである。電気通信分野において競争を促進することは日本の消費者に自由化の利益を還元することを確保するために必要となる。

線路敷設権

実質的に地域網において競争が行われていないことから、EBC は加入者回線のアンバンドルを行うことを提案する。規制は独占性、橋や管路のようなボトルネック及びその他の不足する資源に着目すべきである。さらに電気通信事業者はサービス提供のためにビルへのアクセスの権利を保持すべきである。また、現在外務省において行われている線路敷設権に関する検討を急ぐべきである。

事業許可及びサービスの提供の認可に係る規制

事業許可及びサービス認可の手続きは依然として国際的な慣行と一致していない。EBC は現在の事業許可の方式を単一の許認可方式に切り替え、サービス提供者及び個々の設備を持つ事業者へ階層的に許認可を行うことを勧める。届出の義務は緩和されるべきである。繰り返すが、規制は第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者の区別ではなく、事業者の独占性に着目して行われるべきものである。

EBC Telecommunications Committee Member Companies

Aerospatiale
Alcatel
Arianespace
Barco Co.
BT Japan
Bull
Cable & Wireless IDC
DaimlerChrysler Technology Japan
Deutsche Telekom
Egis
Eurotechnology Japan
France Telecom Japan Co.
Great Northern Telegraph Co.
Marconi (Japan)
ICL Japan
L&H Japan
Mannesmann Japan
Nippon Ericsson
Nokia Mobile Phones (Japan)
Pirelli
PTT Telecom Netherlands
Siemens
Telecom Italia
Thomson CSF Japan
Trados Japan

補遺

**EBC Executive Operating Board
EBC Committees
National Chamber Presidents
National Chamber Directors**

EBC Executive Operating Board

Chairman

Ms Isabelle Hupperts (Belgium/Luxembourg)
Chief Representative for Japan and Asia-Pacific,
Société Générale de Belgique (Japan) Company Ltd
Imperial Hotel 5F, 1-1-1, Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
Tel: 3593-0765; Fax: 3593-0766

Vice-Chairmen

Mr Warren Hesse (Austria)
President, Sitour Japan Co. Ltd.
Kioicho Hills 1F, 3-32 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel: 5210-5091; Fax: 5226-7575

Mr. David Blume (Britain)
Executive Vice President, Jaguar Japan Ltd.
3-7-2 Oyamadai, Setagaya-ku
Tokyo 158-8505
Tel: 3702-7211; Fax: 5706-3037

Mr Vagn Heiberg (Denmark)
President & Representative Director, Coloplast K.K.
YS Bldg. 4F, 2-11-16 Shiba Daimon, Minato-ku, Tokyo 105-0012
Tel: 3459-6641; Fax: 3459-6640

Mr. Timo Varhama (Finland)
Chief Representative, Nippon Finnpap Ltd.
Akasaka Lions Bldg.
1-1-2 Moto-Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0051
Tel: 3405-4152; Fax: 3405-8716

Mr. Jean-Francois Thomas (France)
President, France Telecom Japan Co., Ltd.
Tambaya Bldg. 9F
3-2-4 Kojimachi, Chiyoda-ku
Tokyo 102-0083
Tel: 5226-7777; Fax: 5226-7794

Executive Operating Board Cont'd

Mr Dieter Pfeiffer (Germany)
President, Degussa Japan Co., Ltd.
Shinjuku Monolith 12F, 2-3-1 Nishi-Shinjuku
Shinjuku-ku, Tokyo 163-0938
Tel: 5323-7302; Fax: 5323-7395

Mr. Carlo Zambotto (Italy)
Managing Director, Ducati Japan Ltd.
Nakameguro Okura Bldg., 1-26-9 Kamimeguro, Meguro-ku
Tokyo 153-0051
Tel: 3794-5001; Fax: 3794-5715

Mr. Wolter Veenhoven (Netherlands)
President, Hastec BV
3-44-20, Sanno, Ohta-ku, Tokyo 143-0023
Tel: 5709-5975; Fax: 5709-5984

Mr Tommy Kullberg (Sweden)
President, Sweden Food & Forestry K.K.
Suraga Roppongi Bldg., 2F
4-2-14 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 3560-3170; Fax: 3560-3169

European Business Community Executive-Director

Ms. Alison Murray
Kuwasawa Bldg. 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 3263-6225; Fax: 3263-6223

EBC Committees

EBC AERONAUTICS, SPACE & DEFENCE COMMITTEE

Chairman:

Dr. Jean-Louis Claudon

Head of Tokyo Office, Arianespace

Kasumigaseki Bldg. 31F

3-2-5, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6031

Tel: 3592 2766; Fax: 3592 2768

FCCJ

EBC AIRLINE COMMITTEE

Chairman:

Mr. Sveneric Persson

General Manager, Japan and Korea, Scandinavian Airlines System

Urban Shibakoen Bldg.

3-1-13 Shibakoen, Minato-ku Tokyo 105-0011

Tel: 5400-2331; Fax: 5400-2330

SCCJ, DCCJ

EBC ANIMAL HEALTH COMMITTEE

Chairman:

Dr. Alfred Amend

Division Manager, Animal Health Division, Bayer Limited

4-10-8, Takanawa, Minato-ku, Tokyo 108-857

Tel: 3280-9790; Fax: 3280-9799

GCCJ

EBC ASSET MANAGEMENT COMMITTEE

Chairman:

Mr. Martin Porter

President, Jardine Fleming Investment Trust & Advisory Co. Ltd

Yamato Seimei Bldg. 6F, 1-1-7 Uchisaiwaicho

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011

Tel: 3597-0545; Fax: 3508-4963

BCCJ

EBC AUTOMOBILE COMMITTEE

Chairman

Mr. Richard G. Murray

President, Inchcape Peugeot Japan Co. Ltd

F Nissei Ebisu Bldg.

3-16-3 Higashi, Shibuya-ku, Tokyo 150-0011

Tel: 5468-1333; Fax: 5468-1323

FCCJ

EBC Committees Cont'd

EBC AUTOMOTIVE COMPONENTS COMMITTEE

Chairman:

Mr. Horst Hornberger

President, Mannesmann Japan Corporation
Japan Liaison Office
Shinagawa Intercity-A 31F
2-15-1 Kohnan, Minato-ku, Tokyo 108-603
Tel: 5782-8700; Fax: 5782-8730
GCCJ

EBC BANKING COMMITTEE

Chairman:

Mr. Robert Stenram

Executive Vice President, Head of Tokyo Office, Swedbank
Sweden Center Bldg, 3F,
6-11-9, Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-0032
Tel: 5474-6041; Fax: 5474-6044
SCCJ

EBC CONSTRUCTION COMMITTEE

Chairman:

Mr. Albert Abut

President, Atlantis Associates Co. Ltd
Toko Moto Azabu Bldg, 3F
1-4-27, Moto Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-0046
Tel: 3451-3781; Fax: 3451-0652
FCCJ

EBC COSMETICS COMMITTEE

Chairman:

Mr. David Ashley

Chairman & Representative Director, Nihon L'Oreal K.K.
Yoyogi Kuroda Bldg. 7F
1-21-10, Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo 151-8573
Tel: 5388-6024; Fax: 5388-6023
FCCJ

EBC Committees Cont'd

EBC E-COMMERCE COMMITTEE

Chairman:

Mr. Jim Pitchford

Executive Director, Internet Business, Cable & Wireless IDC Inc.
CS Bldg. 17Fl. 5-20-8 Asakusabashi, Taito-ku
Tokyo 111-8061
Tel: 5820-5504; Fax: 3861-9708
BCCJ

EBC ENVIRONMENTAL TECHNOLOGY COMMITTEE

Chairman:

Mr. Holger Wittich

President, JBS Inc.
Higashi Nakano 1-51-3-501, Nakano-ku, Tokyo 164
Tel: 3363-7581; Fax: 3363-7582
GCCJ

EBC FOOD COMMITTEE

Chairman:

Mr. Jerome Partos

President, Nichifutsu Boeki K.K./SCETI
DF Bldg, 2-2-8, Minami Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0062
Tel: 3403-0336; Fax: 3403-6059
FCCJ

EBC INSURANCE COMMITTEE

Chairman:

Mr. Tom Brown

President and Chief Executive, Lloyd's Japan
Otemachi Financial Center, 17Fl.
1-5-4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004
Tel: 3215-5297; Fax: 3215-5295
BCCJ

EBC LEGAL SERVICES COMMITTEE

Chairman:

Mr. Jonathan Inman

Partner, Linklaters
Akasaka 1-chome Center Bldg. 12F
1-11-30 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-005
Tel: 3568-3800; Fax: 3568-3888
BCCJ

EBC Committees Cont'd

EBC LIQUOR COMMITTEE

Chairman:

Mr. Paul R. Finch

Vice President & Regional Director, Allied Domecq Spirits & Wine (Overseas)

9F Kioicho Bldg., 3-12 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094

Tel: 3261-1461; Fax: 3261-1462

BCCJ

EBC MATERIALS COMMITTEE

Chairman:

Mr. Arnaud Tissidre

Representative, Eramet Japan

Sawa Bldg. 4F,

2-2-2 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo, 105-0003

Tel: 3503-3700; Fax: 3503-3733

CCIFJ

EBC MEDICAL DIAGNOSTICS COMMITTEE

Chairman:

Dr. Jean-Carlo Marchio

President, CIS Diagnostics K.K.

1-8-5 Ohsaku, Sakura-shi, Chiba 285-0802

Tel: 043-498-2031; Fax: 043-498-2009

FCCJ

EBC MEDICAL EQUIPMENT COMMITTEE

Chairman:

Dr. Eugene H. Lee

President, Siemens-Asahi Medical Technologies Ltd

3-20-14, Higashi-Gotanda

Shinagawa-ku, Tokyo 141-0022

Tel: 5423-8303; Fax: 5423-8490

GCCJ

EBC PATENTS, TRADEMARKS & LICENCES COMMITTEE

Chairman:

Mr. Laurent Dubois

Laurent Dubois Gaikoku Jimu Bengoshi Jimusho

37 Mori Bldg, 8F, 3-5-1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001

Tel: 5472-2372; Fax: 5472-2375

FCCJ

EBC Committees Cont'd

EBC PHARMACEUTICALS COMMITTEE

Chairman:

Mr. Christopher Adam

President, Nippon Glaxo Ltd.
Shinjuku MAYNDS Tower
2-1-1, Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo 151-8566
Tel: 5352-2621; Fax: 5352-2851
BCCJ

EBC PHYTOSANITARY COMMITTEE

Chairman:

Mr. Jos van der Valk

Managing Director, Greenwing Japan Inc.
Ena Azabudai Bldg. 1-9-19, Azabudai, Minato-ku; Tokyo 106-0041
Tel: 3560-7413; Fax: 3560-7416
NCCJ

EBC SECURITIES COMMITTEE

Chairman:

Mr. Rike Wootten

Branch Manager, ING Baring Securities (Japan) Ltd
The New Otani Garden Court
4-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel: 5210-1451; Fax: 5210-1760
BCCJ

EBC SHIPPING COMMITTEE

Chairman:

Mr. H. van Noord

Chief Executive Officer, P&O Nedlloyd (Japan) K.K.
Omori Bellport D-Wing, 13F
6-26-3 Minami-Ohi, Shinagawa-ku, Tokyo 140-0013
Tel: 5764-0351; Fax: 5764-0399
NCCJ, BCCJ

EBC TAX COMMITTEE

Acting Chairman:

Mr. Wolfgang Leuckerath

Senior Managing & Representative Director, BASF Japan Ltd.
Nambu Bldg. , 3-3 Kioicho
Chiyoda-ku, Tokyo 102
Tel: 3238-2245; Fax: 3238-2531
GCCJ

EBC Committees Cont'd

EBC TELECOMMUNICATIONS CARRIERS COMMITTEE

Chairman:

Mr. Larry Stone

Vice President, BT Worldwide
Ark-Mori Bldg, 24F, 1-12-32, Akasaka
Minato-ku, Tokyo 107-6024
Tel: 5562-6033; Fax: 3505-5863
BCCJ

EBC TELECOMMUNICATIONS EQUIPMENT COMMITTEE

Chairman:

Mr. Patrick Carroll

Representative, BAE Systems
8F Shin Toyo Aoyama Bldg.
7-1-15 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3796-2537; Fax: 3796-2536
BCCJ

National Chamber Presidents

Austrian Business Council

Mr Horst Mueller, President, Hoerbiger Nippon KK
87-4, Honjo, Narita City, Chiba 286-01
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan

Mr. Vincent Pairet, President, Solvay Automotive K.K..
Sangenjaya Horisho Bldg. 1F
1-12-39 Taishido, Setagaya-ku, Tokyo 154-0004
Tel: 5433-5561; Fax: 5433-5562

British Chamber of Commerce in Japan

Mr. Patrick Carroll, Representative, BAE Systems
8F Shin Toyo Aoyama Bldg.
7-1-15 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3796-2537; Fax: 3796-2536

Danish Chamber of Commerce in Japan

Mr Jorgen H. Madsen, General Manager, Maersk K.K.
Kioicho Bldg., 7F
3-12 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel: 5213-2111; Fax: 5213-2131

Finnish Chamber of Commerce in Japan

Mr Rauno Sirola, President, Vaisala KK
42, Kagurazaka 6-chome, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825
Tel: 3266-9611; Fax: 3266-9610

French Chamber of Commerce of Industry in Japan

Mr Richard Collasse, President, Chanel K.K.
Yebisu Garden Place Tower 33F
4-20-3 Ebisu, Minato-ku, Tokyo 150-6033
Tel: 5421-7522 ; Fax: 5421-7534

German Chamber of Commerce and Industry in Japan

Mr. Rainer Jahn, President, Daimler-Chrysler Japan Holding Co., Ltd.
Roppongi First Bldg., 1-9-9 Roppongi
Minato-ku, Tokyo, 106-0032
Tel: 5572-7172; Fax: 5572-7126

Enterprise Ireland

Mr Declan Collins, Director, Enterprise Ireland
Ireland House, 1F, 2-10-7, Kojimachi,
Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 3263-0611; Fax: 3263-0614

National Chamber Presidents Cont'd

Italian Chamber of Commerce in Japan

Mr. Adriano Villa, Asahi Law Office
New ATT Building, 2-11-7 Akasaka,
Minato-ku, Tokyo 107-0052
Tel: 3505-0003; Fax: 3505-1333

The Netherlands Chamber of Commerce in Japan

Mr Wim van Amstel, KPN Japan Ltd.
313 Minami-Aoyama Bldg. 7F,
3-13-18 Minami Aoyama, Minato-ku Tokyo 107
Tel : 5474-2301; Fax: 5474-2303

Norwegian Business Forum

Dr Eythor Eyjolfsson, Stolt Cocoon
Tsukiji Koyama Bldg. 4F, 3-12-5 Tsukiji, Chuo-ku, Tokyo
Tel: 5565-3036; Fax: 5565-3038

Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan

Mr Robert Stenram, Executive Vice-President, Swedbank.
Head, Tokyo Representative Office
Sweden Centre Bldg. 3F, 6-11-9 Roppongi,
Minato-ku; Tokyo 106-0032
Tel: 5474-6041; Fax: 5474-6044

Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Mr. Paul Dudler, President, Novartis Japan K.K.
World Trade Centre Bldg. 37F,
2-4-1 Hamamatsu-cho, Minato-ku, Tokyo 105-0013
Tel: 5403-1475; Fax: 5403-1467

National Chamber Directors

Austrian Business Council

Mr. Wolfgang Penzias, Austrian Trade Commissioner, Commercial Section
Austrian Embassy, 13-3, Motoazabu 3-chome, Minato-ku, Tokyo 106
Tel: 3403-1777; Fax: 3403-3407

Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan

Mr Yukihiro Sato, Executive Director
Ichibancho Central Bldg, 802, 22-1, Ichibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0082
Tel: 3237-9281; Fax: 3237-9282

British Chamber of Commerce in Japan

Mr Ian De Stains, Executive Director
Kenkyusha Eigo Centre Building, 3F,
1-2, Kagurazaka, Shinjuku-ku, Tokyo 162-0825
Tel: 3267-1901; Fax: 3267-1903

Danish Chamber of Commerce in Japan

Mr Claes Devantier, Chartering Department, Maersk K.K.,
Kioicho Bldg., 8F, 3-12 Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0094
Tel: 5213-2160; Fax: 5213-2162

Finnish Chamber of Commerce in Japan

Mr Clas G. Bystedt
Magome Court Residence E,
1-38-8 Higashi-Magome, Ota-ku, Tokyo 143-0022
Tel: 3773-0385; Fax: 5742-7609

French Chamber of Commerce of Industry in Japan

Mr Alain Soulas, Executive Director
Ida Building, 5-5, Rokubancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0085
Tel: 3288-9621; Fax: 3288-9558

German Chamber of Commerce and Industry in Japan

Mr Manfred Dransfeld, Executive Director
Sanbancho KS Building 5F,
Sanbancho, 2 Banchi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0075
Tel: 5276-9811; Fax: 5276-8733

Enterprise Ireland

Mr. Declan Collins, Director
Ireland House 1F, 2-10-7, Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0083
Tel: 3263-0611; Fax 3263-0614

National Chambers Cont'd

Italian Chamber of Commerce in Japan

Mr Eliano Fiore, Executive Secretary General
Kojimachi Tsuruya-Hachiman, Bldg 4F, 2-4 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tokyo
Tel: 5276-3388; Fax: 5276-3325

The Netherlands Chamber of Commerce in Japan

Ms. Christel Vissers, Secretary
c/o KLM Royal Dutch Airlines
Yurakucho Denki Bldg, N-15F, 1-7-1, Yurakucho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006
Tel: 3211-5390; Fax: 3211-5390

Norwegian Business Forum

Mr Odd Mølster, Royal Norwegian Embassy
5-12-2, Minami Azabu, Minato-ku, Tokyo 106
Tel: 3440-2611; Fax: 3440-2620

Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan

Ms Taiko Nakazato, General Manager
Kioicho Fukudaya Building, 6-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo 102
Tel : 5211-2101; Fax: 5211-2102

Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Ms Kiyoko Harris, Manager
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F, 5-2-6 Toranomom, Minato-ku,
Tokyo 105-0005
Tel: 5408-7569; Fax: 3433-6066